

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月27日
【事業年度】	第76期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
【会社名】	株式会社パリミキホールディングス
【英訳名】	PARIS MIKI HOLDINGS Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澤田 将広
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。
【電話番号】	-
【事務連絡者氏名】	-
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南一丁目6番31号
【電話番号】	03(6432)0732
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 CFO 中尾 文彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
決算年月		2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高	百万円	48,307	43,873	44,092	47,400	49,912
経常利益	百万円	446	613	175	1,206	2,592
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失()	百万円	730	39	1,108	501	1,690
包括利益	百万円	569	283	1,132	1,081	2,005
純資産額	百万円	29,652	28,993	27,446	28,204	30,023
総資産額	百万円	40,770	39,931	35,784	37,371	40,021
1株当たり純資産額	円	576.69	562.65	530.24	542.74	572.83
1株当たり当期純利益又は1株当 たり当期純損失()	円	14.34	0.78	21.82	9.88	33.24
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	-	-	-	-	32.65
自己資本比率	%	71.9	71.6	75.3	73.8	73.2
自己資本利益率	%	-	-	-	1.8	5.8
株価収益率	倍	-	-	-	33.50	12.80
営業活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	1,732	1,581	1,512	2,608	2,715
投資活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	99	803	330	1,776	2,206
財務活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	1,277	345	3,518	487	479
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	10,846	11,290	9,776	10,408	10,614
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	人	2,874 (1,202)	2,834 (1,166)	2,720 (1,128)	2,636 (1,117)	2,556 (1,106)

(注) 1. 自己資本利益率の算出にあたっては、期首と期末の自己資本平均額にもとづいております。

2. 第72期、第73期及び第74期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。また第75期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第72期、第73期及び第74期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第74期の期首から適用しており、第74期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
決算年月		2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高	百万円	417	267	523	520	546
営業収益	百万円	1,162	1,024	952	989	943
経常利益又は経常損失()	百万円	365	72	89	291	196
当期純利益又は当期純損失()	百万円	409	28	16	149	288
資本金	百万円	5,901	5,901	5,901	5,901	5,901
発行済株式総数	千株	56,057	56,057	56,057	56,057	56,057
純資産額	百万円	29,687	29,366	29,137	28,742	28,390
総資産額	百万円	34,054	33,217	30,057	30,029	31,721
1株当たり純資産額	円	583.55	576.65	570.96	562.37	551.40
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	10.00 (5.00)	6.00 (3.00)	6.00 (3.00)	6.00 (3.00)	6.00 (3.00)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()	円	8.05	0.55	0.33	2.95	5.66
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	87.1	88.2	96.5	95.1	88.9
自己資本利益率	%	-	0.1	0.1	-	-
株価収益率	倍	-	527.30	809.10	-	-
配当性向	%	-	1,090.9	1,818.2	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	人	41 (10)	27 (17)	27 (11)	33 (5)	39 (6)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	% %	65.5 (90.5)	77.7 (128.6)	73.4 (131.2)	91.1 (138.8)	116.5 (196.2)
最高株価	円	406	326	291	355	548
最低株価	円	182	217	212	252	312

(注) 1. 自己資本利益率の算出にあたっては、期首と期末の自己資本平均額にもとづいております。

- 第72期、第75期及び第76期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。また第73期、第74期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 第72期、第75期及び第76期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 第72期、第75期及び第76期の配当性向については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日以前は東京証券取引所市場第一部、2022年4月4日から2023年10月19日までは東京証券取引所プライム市場、2023年10月20日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
- 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第74期の期首から適用しており、第74期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	概要
1950年 1月	兵庫県姫路市伊伝居において(株)三城時計店設立、創業社長多根良尾(故人)が時計・貴金属・眼鏡の販売及び修繕を行う小売店を開業する。
1960年 3月	本社を姫路市直養町に移転し、社名を(株)メガネの三城に改め、眼鏡専門の小売店へ移行する。
1973年 3月	当社初めての海外進出として、フランスに眼鏡小売を目的とする現地法人MIKI PARIS S.A.R.L.(現PARIS MIKI S.A.R.L.)を設立し、パリ市オペラ通りにパリ店をオープンする。
1974年 1月	関東地区以東の本格的な出店を図る拠点作りのため、(株)パリーミキ(東京都中央区日本橋)を設立する。
1974年 7月	シンガポールに眼鏡小売を目的とする現地法人 OPTIQUE PARIS-MIKI(S)PTE.LTD.を設立し、プラザ・シンガプーラ店をオープンする。
1978年 7月	お客様一人ひとりに合わせた新しい眼鏡創りの研究開発を始めるため、三城光学研究所(岡山県岡山市)を開設する。
1980年 5月	眼鏡光学機器の技術研究及び開発を主な目的とした(株)パリーミキ技研(兵庫県姫路市駅前町)を設立する。
1988年 3月	(株)パリーミキと(株)パリーミキ技研を吸収合併し、社名を(株)三城に改め、本社を東京都中央区日本橋室町に移転する。
1988年 4月	オーストラリアに眼鏡小売を目的とする合弁企業 VISION EXPRESS OF AUSTRALIA Pty.LTD.(現在のオーストラリア現地法人 PARIS MIKI AUSTRALIA PTY.LTD.)を設立する。
1990年 2月	顧客へのサービスの充実と、販売・商品・人事・会計管理業務の効率化を目的として、POSシステムを全店に導入する。
1993年 8月	中国に眼鏡レンズ製造及び眼鏡小売を目的とする現地法人上海巴黎三城光学有限公司(現巴黎三城光学(中国)有限公司)を設立する。
1994年 1月	MIKI PARIS S.A.R.L.(現PARIS MIKI S.A.R.L.)が、人工知能を搭載したコンピュータ・グラフィックスを用いて顧客一人ひとりに合わせたメガネをデザインする「ミキシム・デザインシステム」を駆使した近未来型店舗ルーヴル・ミキシム店をオープンする。
1994年 9月	「ミキシム・デザインシステム」の国内店舗への導入を開始する。
1995年 8月	日本証券業協会に店頭登録
1996年12月	東京証券取引所市場第二部上場
1997年 7月	兵庫県姫路市に新流通センターを開設する。
1998年 8月	東京証券取引所市場第一部指定
1998年 9月	のれん自立店1号店をオープンする。
2000年10月	中国における眼鏡小売事業の拡大のため、現地法人上海巴黎三城眼鏡有限公司を設立する。
2004年 5月	登記上の本店を東京都中央区銀座に移転
2007年12月	韓国における事業基盤を強化・発展させるため、DIANE OPTICAL INC.を株式追加取得により子会社化する。
2009年 4月	純粋持株会社体制へ移行し、「(株)三城」から「(株)三城ホールディングス」へ商号を変更する。
2010年 1月	老舗眼鏡店「金鳳堂」より眼鏡小売事業を譲受け、子会社「(株)金鳳堂」により新たに事業を開始する。
2010年 2月	東京都品川区北品川に本社機能を集約する。
2011年 1月	福井光器(株)より眼鏡フレーム製造設備等の資産を譲受け、子会社「(株)クリエイトスリー」により新たに眼鏡製造事業を開始する。
2012年11月	東京都港区港南に本社を移転
2014年12月	ベトナムに医療関連事業を目的とする現地法人HATTORI & DREAM PARTNERS LTD.を設立し、ハノイ市に「日本国際眼科病院」を開設する。
2016年12月	東京都港区海岸に本社を移転
2018年12月	登記上の本店を東京都中央区日本橋室町に移転
2019年 6月	眼鏡修理事業を営む(株)オプトメイク福井の全株式を取得し子会社化する。
2021年11月	中期経営計画「PARIS MIKI NOUVEAU ~あたらしいパリミキ~ FY2022-2024」を策定する。
2022年 4月	「(株)パリミキホールディングス」へ商号を変更する。
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、プライム市場へ移行する。
2023年10月	東京証券取引所に上場市場の変更を選択申請し、プライム市場からスタンダード市場へ移行する。

3【事業の内容】

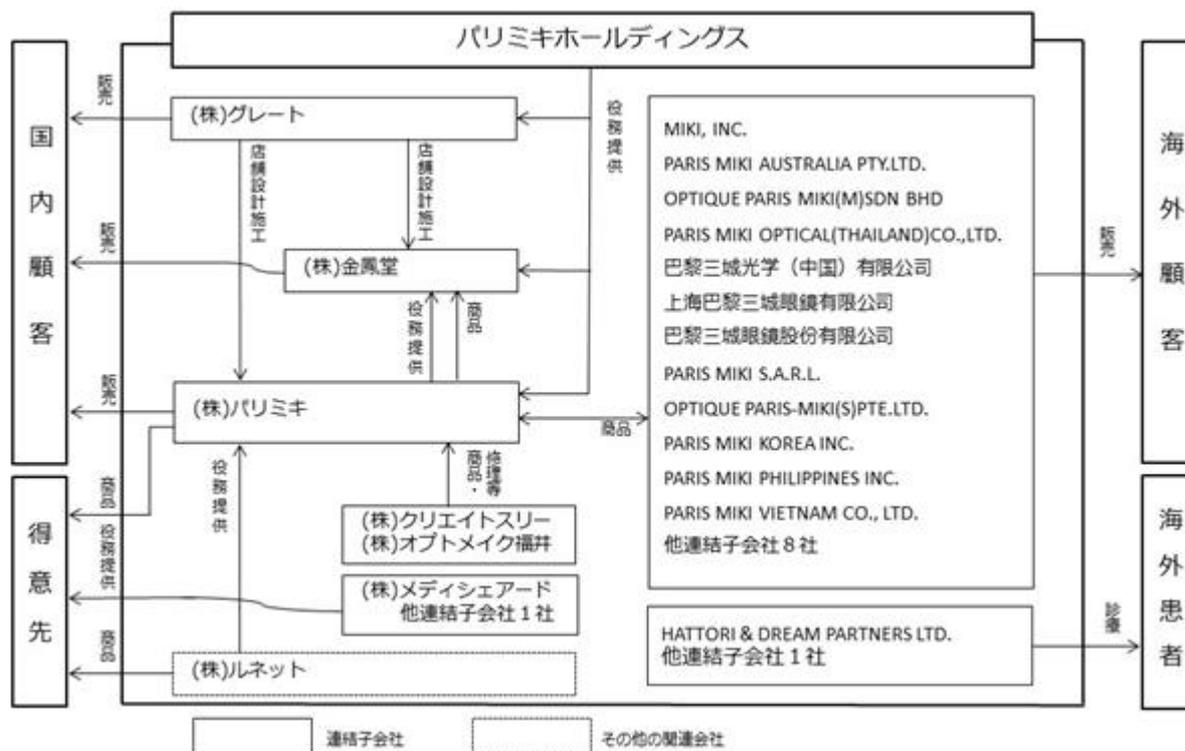
当社グループ（当社及び当社の関係会社及びその他の関係会社）は、連結子会社29社、非連結子会社2社、関連会社1社、その他の関係会社1社により構成されており、主要な事業内容は眼鏡小売であります。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これによりインサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社及び関係会社の当該事業に係る主な位置付けは、次のとおりであります。

セグメント	事業区分	主な事業の内容	主な会社名
日本	眼鏡事業	小売	国内における眼鏡小売業等 (株)パリミキ・(株)金鳳堂
		製造	眼鏡フレームの製造・修理等 (株)クリエイトスリー・(株)オプトメイク福井
	その他の事業	建設関連事業	総合建設業・内装仕上業 店舗設計・施工 (株)グレート
		医療関連事業	医療関連業務のサポート (株)メディシアード・他連結子会社1社
		サービス関連事業	投資事業 資産運用事業 (株)ルネット
海外	眼鏡事業	小売	国外各国、各地域における眼鏡小売業等 MIKI, INC.・PARIS MIKI AUSTRALIA PTY. LTD.・OPTIQUE PARIS MIKI (M) SDN BHD.・PARIS MIKI OPTICAL (THAILAND) CO.,LTD.・巴黎三城光学(中国)有限公司・上海巴黎三城眼鏡有限公司・巴黎三城眼鏡股份有限公司・PARIS MIKI S.A.R.L.・OPTIQUE PARIS-MIKI(S)PTE.LTD.・PARIS MIKI KOREA INC.・PARIS MIKI PHILIPPINES INC.・PARIS MIKI VIETNAM CO., LTD. 他連結子会社8社
	その他の事業	医療関連事業	海外における眼科診療施設運営 HATTORI & DREAM PARTNERS LTD. 他連結子会社1社

上記の当社グループの主要事業系統図は下記のとおりであります。



4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

会社名	住所	資本金又は出資金	主な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容		
					役員の兼任等	営業上の取引	その他
(株)パリミキ (注)1、4	東京都中央区	千円 100,000	眼鏡小売業	100.0	有	経営指導等	資金の借入 建物の賃貸借
(株)金鳳堂	東京都中央区	千円 100,000	眼鏡小売業	100.0	-	経営指導等	資金の貸付 債務保証 建物の賃貸借
(株)グレート	兵庫県姫路市	千円 100,000	総合建設業 内装仕上業	100.0	有	経営指導等	建物の賃貸借
(株)クリエイトスリー	福井県鯖江市	千円 100,000	眼鏡製造業	100.0	-	経営指導	債務保証
(株)オプトメイク福井	福井県鯖江市	千円 20,000	眼鏡修理業	100.0	有	-	-
(株)メディシェアート*	東京都中央区	千円 20,000	医療関連事業	100.0	有	経営指導	-
MIKI, INC.	アメリカ合衆国 (ハワイ州)	千US\$ 1,800	眼鏡小売業	100.0	有	-	資金の貸付
PARIS MIKI AUSTRALIA PTY.LTD.(注)1	オーストラリア国	千A\$ 27,786	眼鏡小売業	100.0	有	-	資金の貸付
PARIS-MIKI LONDON LTD.	イギリス国	千 stg 1,480	眼鏡小売業	100.0	有	-	資金の貸付
OPTIQUE PARIS MIKI (M)SDN BHD	マレーシア国	千M\$ 1,000	眼鏡小売業	100.0	有	-	資金の貸付 債務保証
巴黎三城光学(中国) 有限公司(注)1	中国	千RMB 56,898	眼鏡レンズ製造 眼鏡小売業	100.0	有	-	資金の貸付
巴黎三城眼鏡股份有限 公司	台湾	千NT\$ 29,800	眼鏡小売業	100.0	有	-	資金の貸付
PARIS MIKI S.A.R.L.	フランス国	千EUR 1,000	眼鏡小売業	100.0	有	-	資金の貸付
OPTIQUE PARIS-MIKI (S)PTE.LTD.	シンガポール国	千S\$ 190	眼鏡小売業	73.7	有	-	-
PARIS MIKI OPTICAL(THAILAND) CO.,LTD.(注)2	タイ国	千B 10,000	眼鏡小売業	98.0 (98.0)	有	-	-
PARIS MIKI KOREA INC.	韓国	百万Won 1,050	眼鏡卸売業	100.0	有	-	資金の貸付
上海巴黎三城眼鏡有限 公司(注)2	中国	千RMB 520	眼鏡小売業	100.0 (100.0)	有	-	-
HATTORI & DREAM PARTNERS LTD. (注)2	ベトナム国	千US\$ 1,000	医療関連事業	82.0 (82.0)	有	-	-
PARIS MIKI VIETNAM CO., LTD.(注)2	ベトナム国	千US\$ 250	眼鏡小売業	100.0 (100.0)	有	-	-
PARIS MIKI PHILIPPINES INC.	フィリピン国	千PHP 137,000	眼鏡小売業	100.0	有	-	-
他連結子会社9社							

- (注) 1. 上記子会社のうち、(株)パリミキ、PARIS MIKI AUSTRALIA PTY.LTD.及び巴黎三城光学(中国)有限公司は特定子会社に該当します。
2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
3. 上記子会社のうちには有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. (株)パリミキについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	40,776百万円
	(2) 経常利益	2,009百万円
	(3) 当期純利益	1,386百万円
	(4) 純資産額	21,522百万円
	(5) 総資産額	27,936百万円

(2) その他の関係会社

会社名	住所	資本金又は出資金 (千円)	主な事業の内容	議決権の被所有割合 (%)	関係内容		
					役員の兼任等	営業上の取引	その他
(株)ルネット	兵庫県姫路市	100,000	投資事業 資産運用事業	41.91	有	投資事業	建物の賃貸借

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
日本	2,055 (1,052)
海外	501 (54)
合計	2,556 (1,106)

(2) 提出会社の状況

2024年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
39 (6)	48.0	21.8	5,053,113

セグメントの名称	従業員数(人)
日本	24 (1)
海外	15 (5)
合計	39 (6)

(注) 1. 平均年間給与(税込)は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。

2. 提出会社の従業員数は就業人員(当社から社外への出向者23人を除く)であります。なお当該従業員ほか、契約社員、アルバイト及び嘱託を採用しており、当期中における平均雇用人員は6人(1日8時間換算)で()内に外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループは、主に労働組合は、三城ユニオン(1996年7月3日結成、2024年3月31日現在2,788名)と称し、現在UIゼンセン同盟に加盟しております。

活動について特記すべき事項はなく、労使が共通の目的をもって協調する関係にあります。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異
提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
13.3	-	109.0	109.0	-	「-」は、女性嘱託・有期労働者がいないため比較できないことを示します。

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 育児休業取得事由に該当する労働者はおりません。

連結子会社

当事業年度						補足説明
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.			
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
(株)パリミキ	5.8	41.7	73.9	78.2	67.3	-
(株)金鳳堂	10.8	100.0	87.4	78.4	106.2	-

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループの経営理念である『第一にお客様とその未来のために』、『第二に社員とその未来のために』、『第三に企業とその未来のために』ということを中心に念頭におき、お客様のお困りごとに向き合い、問題解決のために何ができるかを考え、提案のできる人材を育成し、世界的な「ホスピタリティブランド」になることを指針としております。

(2) 経営戦略及び経営上の目標

当社グループでは、創業以来『お一人おひとりにお合わせする』ということをもットーとしており、画一的な店舗や商品を揃えて大量に販売することよりも、この店舗に来て楽しかった、この商品を購入して良かった、と思ってもらえるよう、お客様それぞれの生活シーンに合わせた提案ができることを目指しております。

その結果、ひとりのお客様が何度も足を運んでいただき、長くお付き合いをしていける関係を大事にすることで、またその方から新たなお客様へと繋がり、それが販売数量と売上高に反映されるものと考えています。また、マーケットが変化し、お客様の来店数が減少している店舗につきましては整理統合をすすめ、一店舗当たりの売上高の増加と収益性の改善が可能だと考えており、安定した営業利益額を出していくことが当面の経営目標であり、中長期経営計画にて策定しましたとおり、2030年度をめどに営業利益率10%以上とすることを目指しております。

(3) 経営環境および対処すべき課題

世界的政情の影響と対応

世界的な感染症の拡大懸念は治まりましたが、今後もこのような事態に直面した際にどう対応するのかの教訓を得ることはできました。どのような状況であっても、眼鏡は目の不自由な方々にとっては必需品であることには間違いなく、引き続きお客様の不安やお困りごとにお応えできるように、社員のレベルアップ（有資格者の増加）を強化してまいります。

また、世界的に政情が不安定となっているなか、さまざまなコストも上がっているため、社内的にはコスト削減の努力をしていますが、仕入価格につきましては、取引先との信頼を継続できるよう値上げにも応じ、一部商品については価格転嫁をしつつも、お客様のご満足につながるよう適正な価格設定を十分検討してまいります。

さらに、店舗の出店や改装にかかるコストも上がってきておりますが、デザインや調達資材の見直しなどで、コスト増を抑える努力をしております。

今後、インバウンド需要も益々増えるものと見込んでおりますが、ECサイトの充実や、若い層を中心にデジタルマーケティングにも力を入れていくことが課題となっております。そのような中、『オペラクラブ』というオリジナル会員制を設け、情報発信を始めております。今後このような取り組みにも力を入れていく予定です。

市場環境と顧客動向

国内においては、人口の減少、少子高齢化が恒常的な課題となってきたなか、人生を有意義に健康で楽しく過ごしたい、と多くの方々が望みながらも、身体機能の衰えに不安を感じていると思われれます。そのような不安を少しでも解消するために何ができるのか、またアクティブシニアと呼ばれる方々に対して、視力や聴力のプロフェッショナルに気軽に相談いただき、信頼関係を築いていくことが大変重要であると認識しております。

また、自然環境への配慮をしていくなか、たくさんモノを買う時代から、本当に必要なものを大切に使う思考へのシフトは徐々に浸透しており、品質はもとより、愛される良いものを提供していく企業グループであること、そしてアフターフォロー、メンテナンスを徹底して行うグループ体制を継続し、啓蒙していくことこそ使命であると考えています。

同業他社との違い

当社グループは、ただモノを売る会社ではなく、目や耳に関するお困りごとを相談でき、問題解決のための提案ができる経験値のある社員と技術力が強みであると認識しております。なお、2022年4月に「眼鏡作製技能士」制度が開始され、2022年11月には日本初の国家検定資格者が誕生し、当社でも既に994名の社員が認定されました。今後も有資格者を増やしていくことで、よりお客様の「あんしん」にお応えできる人材を育成してまいります。また聴力検査室（防音室）を設置している国内店舗は500店以上あり、業界資格であります「認定補聴器技能者」は275名おり、技術に基づいた商品提案、提供ができる体制となっております。五感の中でも最重要要素である、見る・聴く、という感覚はある程度道具で補えますが、何を、どの程度、どの場面に合わせればよいのか、どこよりも高い技術力で全国対応できる体制となっております。

また、ライフスタイルや、趣味嗜好も一様ではないなか、店舗づくり、商品、視力測定のある方にもこだわった、多様な店舗形態を用意できます。現在、出店、そして店舗改装や退店を伴う移転統合を行いつつ、地域に合わせたコ

コンセプトを明確にし、画一化された他社との差別化を行い、インターネットでモノが買える時代にあっても、地域のコミュニティとなり、足を運びたいくなるような店舗づくりを目指してまいります。

(4) 中長期的な会社の経営戦略

2022年4月1日に(株)三城ホールディングスから(株)パリミキホールディングスに社名を変更いたしました。お客様に利用していただいている店舗名称と株式上場銘柄名として表示される商号を一致させることにより、「パリミキ」ブランドを認知していただき、また当社株式にも関心を寄せていただけるように引き続き取り組んでまいります。

また、創業以来の経営理念である、「第一にお客様とその未来のために」「第二に社員とその未来のために」「第三に企業とその未来のために」ということを基本に、さらに「トキメキ」と「あんしん」を提供する企業へと進化していくことを念頭においた中期経営計画を開示いたしました。

今後も主力であります眼鏡事業におきましては、今までのあり方にとらわれず、関連する事業への拡大や、眼鏡店として培ってきた経験と志を活かし、メディカル関連事業など新たな分野へのチャレンジも変わらずに進めてまいります。

店舗戦略

店舗展開に関しましては、引き続き不採算店舗の見直しを行い統廃合をすすめ、一店一店がお客様とより深い関係が築けるよう体制を強化してまいります。また、「トキメキ」を感じていただけるような店舗づくり、地域や客層に合わせるために品揃えや販売方法を変えた店舗セグメントに基づく店舗改装にも継続して取り組んでいるところであり、計画的に投資をしていく方針に変わりはありません。

なお次期の国内新規出店につきましては、ショッピングセンターや郊外独立店舗において、居抜き物件等を含め30店舗を見込んでおり、また統廃合などの移転を含む退店を25店舗計画しております。

商品戦略

商品に関しましては、機能性やデザイン性に優れた、Made in Japan のP B眼鏡フレームの拡充、また眼鏡レンズにおきましては、目的別に機能を持ったものや、目の健康に配慮した優れた商品の開発とアピールを継続して行っております。さらに日本国内にレンズ工場を新設したシャミール社との業務提携により、通常は一週間程度を要する遠近両用レンズの納期を24時間以内に短縮したレンズを日本で初めて取り扱っており、今後も新たなニーズに応えるべく、品質とサービスの向上、新たな市場の開発に努めてまいります。

また、眼鏡フレームメーカーとしてグループ子会社となっている(株)クリエイトスリー、そして眼鏡修理を専門とする(株)オプトメイク福井との連携により、優れたP B商品を開発し、商品の企画開発、製造、メンテナンスまで一貫して行える企業グループとして、愛着のある良い商品を長く使っていただくことにより、環境を守ることに貢献したいと考えております。

海外戦略

海外子会社につきましては、今後人口ボーナス期が予想される東南アジアを中心に将来性のあるところには新たな投資を計画しております。特に医療（眼科）ビジネスとの協業については、中長期的な成長を視野に取り組んでいるところであり、ベトナム、フィリピンに続き、カンボジアへの展開など、今後も積極的に投資してまいります。

また今後も、市場が厳しい地域では既存店舗の立て直しを進めながら不採算店の整理をしており、経済状況を見極めながら縮小していく方針です。

新型コロナウイルス感染症は概ね終息しましたが、このような事態はいつまた起こるか分かりません。また世界的な紛争や地政学的な問題もなくなったわけではなく、どのような状況にあっても常にお客様の心配ごとに応えてまいります。信頼をさらに高めていくことが大切であると考えます。安心してお越しいただける居心地の良い店舗、信頼できる社員がいること、そのための店舗改装などの設備投資と社員教育に、引き続き注力してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方および取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、お一人おひとりに「お合わせる」ことを経営の基本方針としております。当社グループはこれまで事業活動を通じてお客様の抱えられている課題の解決と社会の発展に貢献することにより、お客様をはじめとするステークホルダーの皆様とともに歩んでまいりました。世界中でさまざまな社会課題が深刻化するなかで持続可能な社会の実現を目指していくために、この原点に立ち返る経営がより一層重要になると考えております。事業活動と社会への貢献を通じて持続可能な社会を実現するために、当社グループのパーパスである「『トキメキ』と『あんしん』でお一人おひとりをより豊かに」を実現し未来に向けて取り組むことにより、皆さまから求められる価値ある会社となるよう企業価値の向上に努めてまいります。

(1) ガバナンス

当社グループでは、気候変動問題を含めたサステナビリティに関する基本方針などの重要事項、およびサステナビリティを巡る課題と取組みについて、「人、地域、国、そして地球とその未来のために、私たちができることを常に考え、行動する」の方針のもとで「地球を元気にする委員会」（サステナビリティ委員会）において審議しております。同委員会では、当社グループにおける気候変動などの地球環境問題への対応、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先様との公正・適正な取引、社会貢献活動・災害支援活動等の実施について審議することとしております。これらの審議内容のほか、当社グループにおける各種の活動状況をレビューし、取締役会に報告・提言を行っております。取締役会での審議と指示・監督のもとで前述の活動を同委員会が推進することにより、サステナビリティ課題を巡る取組みに対する取締役会の監督機能の充足を図っております。

詳細につきましては、当社のウェブサイト（<https://www.paris-miki.com/>）の「サステナビリティ」のページをご参照ください。

(2) 戦略

当社グループでは、「地球を元気にする委員会」において「ありたい未来、あるべき未来の視点から今、私たちにできること」をテーマにグループ全体で考え議論し、優先的に取り組むべき課題を5つの重要課題（マテリアリティ）として定めています。

5つの重要課題（マテリアリティ）は、「お客様のお困りごとを全力で解決する」「笑顔につながる商品とサービス」「世界中で自己表現ができる働き方」「地域・環境に配慮した未来をつくる活動」「健全な企業経営を行うガバナンス」であり、マテリアリティ毎の分科会形式で課題解決のための目標設定と具体的な行動計画を定め、グループ全体で推進しております。

気候関連リスクなどの地球環境問題への対応については、気候変動によるリスクおよび機会の特定にあたり、当社グループにおける製品およびサービスを対象として、2030年時点における影響を考察・分析しています。分析にあたってはIPCCやIEAが公表するシナリオを用いて、産業革命期頃の世界平均気温と比較して2100年頃までに4 上昇するとする4 シナリオと、カーボンニュートラルへの取り組みにより1.5 ~2 程度に気温上昇が抑制される2 未満シナリオの2つのシナリオを設定し、それぞれの世界観において将来予測される影響を考察しました。

4 シナリオにおいては台風や大雨をはじめとする異常気象の激甚化に伴う物理的リスクが拡大し、主に洪水被害によって約295.4百万円の被害を推計しております。対して2 未満シナリオでは物理的被害予測は約半減するものの、炭素税や電力価格の高騰により、約57百万円の移行リスクに伴う支出増を試算していますが、一方で防災減災ニーズやエシカル消費の拡大をはじめとする顧客行動変化を示唆する将来予測パラメータから、双方のシナリオともに事業機会および社会貢献の可能性を認識しております。

2 未満シナリオ 参考シナリオ IPCC : RCP2.6 IEA : SDS / NZE2050	リスク	カーボンプライシングによって事業運営コストが増加する
	リスク	再生可能エネルギーへの切り替え導入に伴いエネルギーコストが上昇する
	リスク/機会	お客様のサステナブル消費意識の高まりから商品の買い替え頻度が低下することによる、販売数の減少や、修理事業の収益増が見込まれる
	機会	ECO素材を採用したメガネフレームの導入等、エシカル消費嗜好に対応した商品の製造・販売拡大が見込まれる

4 シナリオ 参考シナリオ IPCC：RCP8.5 IEA：STEPS	リスク	異常気象の激甚化による損害やサプライチェーンの寸断による営業停止により、収支に影響を及ぼす。
	リスク	慢性的な気温上昇により、空調コストが増加する
	機会	日照時間の増加等の気象パターン変化に伴い、サングラスやUVカットレンズといった紫外線対策商品への需要が拡大する

これらの分析を踏まえ、具体的な対応策を各事業で検討・立案し、不確実な将来世界のあらゆる可能性に備えるとともに、今後もさまざまな動向を踏まえて分析を定期的に行い、評価の見直しと情報開示の質・量の充実に努めてまいります。

なお、現在の取り組みにつきましては、当社ウェブサイト (<https://www.paris-miki.com/>) の「サステナビリティ」「環境」ページの各項に記載しております。

また、当社グループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針および社内環境整備に関する方針については、当社グループのパーパス（存在意義）である「『トキメキ』と『あんしん』で一人おひとりにより豊かに」していくことを実践できる、個性豊かな人材を育成していくことにより、長期のビジョン（目指す姿）である「2030年、私たちは世界的な『ホスピタリティブランド』になる」ことの実現を目指してまいります。具体的には、お客様に『トキメキ』と『あんしん』を提供する＝最高の顧客体験を提供できる人材を育成するためには最高の従業員体験が必要であると考え、お客様満足度の可視化とともに、従業員体験の向上に向けた各施策（多様性・専門性を活かす人材採用計画、異質体験にチャレンジする環境を提供する短期および長期のキャリアパス制度、役割・能力に応じた世代別の教育制度、等級人事制度の導入と給与・評価制度における現行制度の見直し・新制度の導入）を実施・推進しております。人的資本への投資については、中期経営計画における重要課題の1つとして人材育成を盛り込んでおります。特に、高齢化に伴う目の衰えやスマートフォン等の普及による子どもの視力の低下など、目に関する不安やお困りごとが多様化・高度化しており、社会的課題として捉えられています。一人おひとりにお合わせする適正な眼鏡を作製する必要性と、眼科医との連携により目の健康を守るための眼病未病への取り組みの重要性が求められているなかで、2022年より国家検定資格となった「眼鏡作製技能士」の資格取得への支援制度を中心に、人材の育成と社内環境の整備に取り組んでおります。

詳細につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.paris-miki.com/>) の「サステナビリティ」「顧客満足推進」ページをご参照ください。

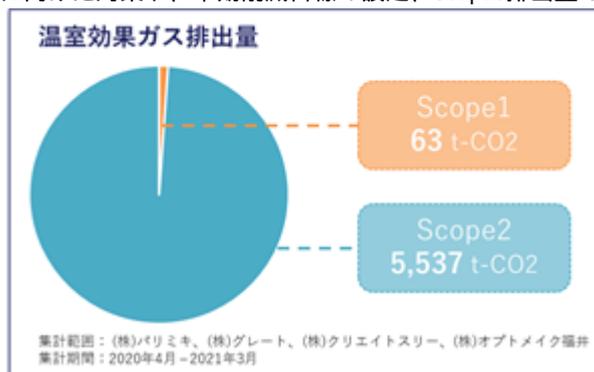
(3) リスク管理

当社グループでは、上記「(2)戦略」において記載したシナリオ分析を含む気候関連リスクについては、「地球を元気にする委員会」において検討・評価を行い、同委員会が当社グループにおける取り組みの推進を担っております。また、特定された気候関連リスクは当社グループ全体の総合的なリスク管理体制の整備・運用に関する事項の決定・監視・改善を担うリスクマネジメント委員会にも共有され、全社リスクへ統合のうえ当社グループにおける重要性を評価のうえ、対応を検討・実施しております。

詳細につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

2020年度実績値におけるScope1・Scope2の温室効果ガスの排出総量は約5,599 t-CO₂eqと試算しております。パリ協定における長期目標2050年カーボンニュートラル達成だけでなく、再生可能エネルギーへの切替をはじめ、削減に向けた対策や、中期削減目標の設定、Scope3排出量の算定および削減目標の設定について検討してまいります。



詳細につきましては、「当社のウェブサイト (<https://www.paris-miki.com/>) の「サステナビリティ」「環境」「気候変動 (TCFD提言に基づく開示)」のページをご参照ください。

また、人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針に関する指標について、上記「(2)戦略」において記載した国家検定資格「眼鏡作製技能士」については、当社グループでは制度開始2年めとなる2023年には累計で994名の資格保有者を輩出しております。これはお客様の抱える課題の解決に積極的に取り組もうとしてきた社員の努力と、お一人おひとりのお客様に「お合わせする」技術の向上のために眼鏡医療技術専門学校ワールドオプティカルカレッジと連携した社員教育について、これまで継続して取り組んできた成果だと考えますが、今後も、資格保有者数の目標（2025年に1,200名）の達成に向けて、また認定補聴器技能者数の目標（2025年に305名）の達成と合わせて、策定している資格取得を支援する教育プログラムに基づき、人材育成を図り、経営戦略と連動した人材育成に取り組んでまいります。具体的には、社内研修の履修内容と国家検定資格受験科目との連動性を高めること、資格取得にかかる費用の一部を支援するなど社内環境の整備に取り組んでおります。

なお、人材の多様性を含む人材の育成に関する方針および社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する実績および目標は、次のとおりであります。

指標	目標	実績（当連結会計年度）
管理職に占める女性労働者の割合	2025年3月までに10.0%	6.3%
男性労働者の育児休業取得率	2030年3月までに100.0%	41.7%
労働者の男女の賃金の差異	(正社員) 2025年3月までに85.0% (契約社員) 2025年3月までに93.0%	(正社員) 78.2% (契約社員) 67.3%

(注) 上記の実績および目標は、連結グループにおける記載が困難であるため、提出会社および主要な連結子会社（(株)パリミキ）の合計で算出しております。

人材の採用および登用においては一人ひとりの個性を重視し尊重すること、また、人材育成においても性別・年齢などの属性によらず個人のオリジナリティや得意分野などの個性を活かすことを基本方針としております。近年の国内の正社員採用においては過半数が女性であります。社員数に占める女性管理職比率は相対的に低い水準にあると認識しておりますので、社員構成比率に近づけるよう、研修の実施、働きやすい環境の整備と就業制度の見直し等を行い、管理職登用者の増加に取り組んでまいります。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識しているリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経済状況、消費動向について

当社グループの主要市場（主に日本国内、続いて中国、東南アジア）の政治、経済状況の著しい変化及び主要市場における予想を上回る競争状況の激化、長期化及びこれらに伴う消費縮小は、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 自然災害等について

当社グループは、日本全国および海外各国に店舗を有しており、これらの店舗の立地する地域において、地震、暴風雨、洪水、津波その他の大規模な自然災害や大規模な事故・火災による店舗の損壊や従業員への被害の発生、またこれらの災害に起因する停電・断水・交通網の寸断など社会的インフラのき損・停止が長期化した場合、あるいはテロ、戦争その他による社会的混乱が発生した場合には、生活者の意識と消費行動に変化を及ぼすとともに店舗の営業継続が困難となるため、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の最終提言に対応する取り組みとして、気候変動によるリスクおよび機会の特定にあたり行ったシナリオ分析（4シナリオ）においても、当社グループにおける自然災害による物理的リスクは相対的に高い結果となっております。また、新型コロナウイルス感染症等の伝染性疾患の流行に対する感染拡大防止のため、日本を含む各国政府の発令による外出禁止令・外出自粛要請等により個人の消費行動が制限される場合、あるいは、店舗において休業や営業時間の短縮などの対応措置をとる場合は、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

これらに対するリスク管理におきましては、リスクマネジメント委員会によりリスク管理体制の構築および運用を行っており、事前予兆対応体制の整備として災害対策マニュアルを整備し、各店舗における防災対策の確認と、従業員の安否確認システムの通報訓練を行う全社防災訓練を年2回定期的に変更しております。

新型コロナウイルスの感染拡大時の対応については、お客様に安心して当社グループの店舗を利用していただけるよう、お客様ならびに社員の健康と安全確保を第一に、対応指針を策定し対策を実施いたしました。これらの自然災害等のリスク発生時には対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し復旧に取り組むとともに、経営理念・信条に則り社会的使命をもって顧客、地域社会等への支援活動を実施しております。

(3) 仕入れ調達・物流について

当社グループでは特定の取引先に大きく依存することなく国内外より仕入れを行うことによる安定的な調達と物流の効率化に努めておりますが、主要仕入れ品目である眼鏡フレームの仕入れ先は特定の地域（福井県鯖江市）への集中度が高く、物流は当社グループの流通センター（兵庫県姫路市）より各店舗への集中配送を行っております。需要の急増やこれらの地域における天災地変等により調達・物流網に重要な支障をきたした場合には、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 情報システム管理について

当社グループは、商品、販売等の情報をコンピュータにより管理しており、システム上のトラブル等、万一の場合に備えて保守・保全の対策を講じるとともに、情報管理体制の徹底に努めております。しかしながら、想定を超えた技術による不正アクセスや予測不能のコンピュータウイルス感染等によって、システム障害や社内情報の漏洩等の被害を受ける可能性があり、当社グループの業績や社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 人材の確保、育成について

当社グループは、国内外に700店以上の店舗を展開しており、お客様のお困りごとを伺いながら一人ひとりのお客様に合わせた提案を行う質の高いコンサルティングを実施しております。サービスの水準を維持し向上を図るため、人材の確保と育成においては、従業員の能力引出し制度の導入と公正な人事評価制度を実施しておりますが、少子高齢化による労働力人口の減少が懸念されているなかで、今後優秀な人材の確保や育成が計画通りに進捗しない場合は、中長期において当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 固定資産の減損について

当社グループは、保有する固定資産のグルーピングを国内は店舗単位で行っております。店舗の営業損益に悪化がみられ回復が見込まれない場合や土地または建物の時価が下落した場合は、減損会計の適用により損失を計上する可能性があり、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法的規制、訴訟等について

当社グループは、日本国内においては会社法、金融商品取引法、法人税法、医薬品医療機器等法の法令に加え、店舗設備、労働、環境等店舗の営業に関わる各種法規制や制度の制限を受けており、海外の各拠点においても同様に各国政府の法令、規制の適用を受けております。これらの法的規制が変更・強化された場合には、海外を含む各子会社と本社の関係部署が連携・支援して対応することとしておりますが、法的規制に対応するための新たな費用が発生する場合があります。また、法的規制の強化に適應できなかった場合、あるいは万一法令に抵触するこ

となった場合には、当社グループの事業活動が制限される可能性があり、当社グループの業績や社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当連結会計年度において、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす係争・訴訟は提起されておりませんが、将来において業績に影響を及ぼす訴訟等が発生し当社グループにとって不利な判断がなされた場合、あるいは不利な内容の和解がなされた場合には、当社グループの業績及び財務状況並びに社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 個人情報の管理について

当社グループは、店頭販売を主とする営業取引およびインターネット取引等により、相当数の個人情報を保有しております。これらの個人情報の管理は社内管理体制を整備し、厳重に行っておりますが、万一個人情報が外部へ漏洩するような事態となった場合は、社会的信用の失墜による売上の減少、または損害賠償による費用の発生等が考えられ、その場合には当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 資金調達について

当社グループは、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引銀行1行とグローバル・コミットメントライン契約を締結しております。本契約には一定の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合には当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 為替相場の変動について

当社グループは、海外における事業展開及び輸出入取引に伴う外貨建て決済があり、また海外子会社に対して外貨建て貸付金を有しております。予想を大幅に上回る為替相場の変動が生じた場合には期末での換算差額が為替差損益として発生し、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 製品の欠陥および製造物責任について

当社グループは、取扱商品の安全性等に十分配慮しておりますが、製品の欠陥により重大な事故が生じた場合には、製造物責任法に基づく賠償責任が生じる場合があり、さらに当社グループに対する信用失墜による売上高の減少等により、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(12) その他の関係会社に関する重要事項

㈱ルネットは、当社の主要株主であり、「その他の関係会社」であります。同社と当社の一部の国内連結子会社の間で取引関係のある店舗等の賃貸借については、近隣の取引実勢を踏まえながら決定しております。なお、当社と㈱ルネットとの間に債務保証契約の取引関係がありましたが、2023年3月31日時点において解消しております。

詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」における注記事項「関連当事者情報」をご参照ください。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状況及び経営成績の状況

当連結会計年度における国内の経済状況は、円安およびそれに支えられたインバウンド需要の回復等により、堅調に推移したものと見られます。国内の個人消費はまだ足踏み状態であるものの、経済の回復基調が徐々に明確になってきていることもあり、購買意欲は少しずつ高まっているものと思われま

す。小売業界におきましても、人流が活発になっていることで、特にコロナ禍では抑えられていた商材の動きが回復しているものと思われ、当社グループにおきましても、特にサングラスの売上が好調で、夏場だけでなく年間を通して売上高増に貢献しました。またコロナ禍以前からインバウンド客が多かった店舗や百貨店に展開しています金鳳堂につきましては改善も大きく、今後も更なる伸びが期待できるものと見込んでいます。

海外子会社におきましては、売上高は改善している法人が多いものの、販売費及び一般管理費が増加傾向にあり、営業損失額が増えた結果となっております。

報告セグメントの業績は、次のとおりであります。

1) 日本

国内の売上高は43,807百万円（前年同期比4.8%増）、セグメント利益2,106百万円（前年同期比148.0%増）となりました。主要子会社であります㈱パリミキの店舗におきましては、引き続きサングラス売上が好調で、人の動きが活発になり購買意欲が高まってきたこととありますが、期初から品揃えを充実させるなど準備を整えてきたことも売上高増につながったものと見ています。また、主に百貨店に展開しております㈱金鳳堂におきましては、インバウンド顧客の回復も寄与しており、特に下半期においては、コロナ禍以前を大きく上回る売上高となっております。販売費及び一般管理費につきましては、㈱金鳳堂において、売上高が増えたことで変動性賃料が増加するなどしましたが、㈱パリミキにおいては、前年に投じていたTVC Mを一部デジタル広告にシフトするなど内容を見直したことで広告宣伝費が減少、設備活動費については、建材、工事費用などの高騰もあり投資回収について慎重に精査してきたため、出店数が当初の計画より少ない結果となったことで減少するなどしたため、国内合計の販売費及び一般管理費は前年並みにとどまりました。

2) 海外

海外の売上高は6,293百万円（前年同期比6.4%増）、セグメント損失179百万円（前年度はセグメント損失38百万円）となりました。海外子会社におきましては、コロナウイルス感染拡大前の客足に戻っており、売上高はほとんどの法人で前年実績を上回っていますが、物価が高騰しているなか、コロナ禍では抑えられていた費用が増えており、総じて販売費及び一般管理費が増加したことで、営業赤字額が増えた結果となりました。

なおイギリス法人は、2024年2月29日に営業を終了しました。36年間にわたり現地のお客様にもご愛顧いただいていたましたが、物価、賃料などの高騰もあって継続は難しいとの判断となりました。

また、前連結会計年度末より連結対象となりましたカンボジア法人につきましては、堅調に売上をあげており、利益にも貢献してきています。

財政の状態につきまして、当連結会計年度の総資産におきましては、前連結会計年度末残高に対して2,649百万円増加して、40,021百万円となりました。これは主に、流動資産における現金及び預金が901百万円、受取手形及び売掛金が292百万円、商品が319百万円、固定資産における工具、器具及び備品が208百万円、投資その他の資産における投資有価証券が365百万円増加したことによるものです。

また、負債におきましては、前連結会計年度末残高に対して830百万円増加して、9,997百万円となりました。これは主に、流動負債における支払手形及び買掛金が226百万円、賞与引当金が254百万円増加したことによるものです。

純資産におきましては、前連結会計年度末残高に対して1,819百万円増加して、30,023百万円となりました。これは主に、利益剰余金が919百万円、その他有価証券評価差額金が235百万円増加したことによるものです。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前連結会計年度に対して206百万円増加し、10,614百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は2,715百万円（前年度期末は2,608百万円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益2,236百万円と減価償却費及びその他の償却費1,004百万円、によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は2,206百万円（前年度期末は1,776百万円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出1,485百万円と定期預金の預入による支出579百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は479百万円（前年度期末は487百万円の使用）となりました。これは主に、配当金の支払額304百万円によるものです。

生産、受注及び販売の実績

当社グループの事業内容は、国内外の眼鏡小売業を主たる事業としているため、生産及び受注の実績に替えて仕入実績を記載しております。

(a) 仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	前年同期比(%)
日本(百万円)	13,496	107.3
海外(百万円)	2,909	117.0
合計(百万円)	16,405	108.9

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

(b) 販売実績

当連結会計年度の商品販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	前年同期比(%)
日本(百万円)	43,710	105.0
海外(百万円)	6,202	107.1
合計(百万円)	49,912	105.3

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

連結財務諸表の作成のための重要な会計基準等は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」における注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度におきましては、売上高49,912百万円(前年同期比5.3%増)、営業利益1,928百万円(前年同期比163.4%増)、経常利益は2,592百万円(前年同期比114.8%増)、不採算店舗等の減損損失296百万円などを計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益1,690百万円(前年同期比236.9%増)となりました。以下、連結財務諸表に重要な影響を与えた要因について分析します。

1) 売上高

連結売上高は49,912百万円(前年同期比5.3%増)となり、前連結会計年度に比べて2,511百万円増加いたしました。コロナウイルス感染の懸念が治まり、インバウンド需要も戻ってきたことが、売上高増の要因としてあげられますが、年間を通して国内のサングラス売上が堅調だったこと、引き続き投資を行い、改装や移転を行った店舗などが好調であったことも売上高増加の要因と考えています。また主に百貨店に展開しております金鳳堂におきましては、コロナ禍では客足が大きく減少しましたが、抑えられていた富裕層の購買意欲も戻り、客数、単価ともに改善していることが売上高増に寄与しております。

なお、海外法人におきましては、地政学的な不安要素もあり、大きな改善は見られないなか、為替の影響で円換算ベースでは6.7%増となりましたが、現地通貨ベースでは0.4%減と前年実績をわずかに下回る結果となりました。

2) 営業損益、経常損益

連結営業利益は、1,928百万円(前年同期比163.4%増)となり、前連結会計年度に比べて利益額が1,196百万円増加いたしました。前連結会計年度はコロナウイルス感染症の影響がまだ残り、売上高がコロナ禍以前までには戻ってはいない状態でしたが、今後を見据えて商品の準備をしていたサングラスの売上増やインバウンド売上の増が貢献する中、広告宣伝費は内容を見直したことで大きく減少し、結果として販売費・一般管理費がほとんど増えなかったことで、営業利益が改善した結果となりました。なお営業外収益におきまして、為替差益が453百万円あったため、経常利益は2,592百万円(前年同期比114.8%増)となっております。

3) 親会社株主に帰属する当期純損益

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、1,690百万円(前年同期比236.9%増)となり、特別損失において、国内店舗、子会社等の固定資産の減損損失296百万円の計上があったものの、前連結会計年度と比較して1,188百万円の利益額増加となっております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

1) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

キャッシュ・フローの状況は、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

2) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、主に店舗に関わる設備投資等によるものであります。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金を基本としておりますが、必要に応じて設備投資や長期運転資金の調達については、金融機関からの長期借入を使用する場合があります。

また、緊急時の流動性を高めるため、取引銀行とグローバル・コミットメントライン契約を締結しており、感染症の拡大や地政学問題等による不測の事態に備え、機動的な資金調達方法を確保しております。

なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は1,787百万円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は10,614百万円となっております。

5【経営上の重要な契約等】

当社グループは、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引銀行4行と当座借越契約及びグローバル・コミットメントライン契約を締結しております。なお、当社及び連結子会社に係る当座借越契約及び貸出コミットメントの総額は7,900百万円であります。

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、株式会社ルネットが営む資産運用事業を会社分割（吸収分割）の方法により当社が承継することを決議し、2024年7月1日を効力発生日とする吸収分割契約を2024年5月13日に締結いたしました。

詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1） 連結財務諸表」における注記事項（重要な後発事象）をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社グループは、『「見えにくい」というお客様の問題を解決する』=『お客様お一人おひとりにお合わせする』ことを目的として研究開発を積極的に推進しております。

なお、主な研究開発活動は次のとおりであります。

1. 研究開発

(1) お客様の視生活への貢献

・スポーツビジョンの研究を継続

視力の測定というと静止視力表によるものが主ですが、アスリートに限らず人間に必要な視力は、動いているモノや薄暗いところでの視力、瞬間的に見えるものを見分ける視力であり、それらを測り、評価することで、今まで知り得なかった視力を判別し、表示できると考えております。そのためのデータの取得や分析の地道な継続により、一般的な趣味としての各スポーツ、天候や時間帯別の車の運転、職種別の仕事環境、デスクワークやテレワークといった様々なPC操作やスマホ操作など、多岐にわたるシーンに必要な視力表や測定方法を研究開発しております。近隣の高校運動部やボートレーサーを目指す方への視機能測定にも対応しています。

・レンズ開発の基礎研究

レンズは各メーカーからさまざまなタイプが出されていますが、その評価は作製したメーカー独自のものです。これに対し当社グループでは、累進屈折力レンズにおいて、客観的評価の重要性を認識し、レンズの性能そのものの評価作業を継続して行っております。これは同業他社では行っておりません。光学研究所ならびに眼鏡専門学校が並列で存在するため、お客様や社員からの疑問や提案から生まれる新しい発想のレンズのモニタリングへと循環され、機能性の高い快適なレンズの開発に寄与しております。

・眼科紹介基準の提案

眼鏡は古くから半医半商と言われ医療に関係の深い項目も含まれ、眼鏡店に来店される前にまず、眼科での検査をした方が良いと思われるお客様が多く存在します。どのような時に眼科を紹介すべきか、ある程度医学的知識が必要となり明確な基準を設けることは非常に難しいですが、眼疾患があるのに眼科での診察を行わずに眼鏡を作製してしまうと、疾患が進行し視力が向上しない状態になってしまう危険性があります。光学研究所では、当社グループで推進している「ビジュアルライフケア（VLC）」と協働し、少しでも異変を感じる場合は必ず眼科での診察をお勧めした上で、必要に応じて眼鏡を作製するという基準を提案しております。

(2) 日本眼鏡学会に研究成果を発表並びに運営に貢献

眼鏡に関わる基礎的研究や情報交換から新機能技術の発展につながると考え、継続した眼鏡学会への研究発表を行っております。2023年度は「明所から暗所への移動時に遠近感が低下する事例」について発表を行い、2024年度は「視力低下と深視力の関係」について発表いたしました。また、2025年度は岡山にて眼鏡学会が開催されますので、運営及び研究発表を行ってまいります。

なお、当連結会計年度の研究開発費は64百万円となっており、セグメント別としては日本のみであります。

2. 社会貢献

(1) 視機能測定者の育成

三城光学研究所職員は専門学校ワールドオプティカルカレッジと共に、国家検定資格「眼鏡作製技能士」の指定試験機関である日本眼鏡技術者協会より正式な委託を受け、日本における視力の測定およびフィッティング、レンズ加工の技術の構築と発展をめざし、眼鏡業界をリードすべく教育活動に尽力しています。また、国土交通省からの依頼で、岡山県道路交通安全アドバイザーとして現地点検及び意見交換を行うなど、地域の安全促進にも携わっております。

(2) 移動訪問サービス

眼鏡販売やメンテナンス、視力測定はもちろん、補聴器の不具合や聴力でもお困りの方がいらっしゃるコミュニティや施設を訪問するサービスを継続して行っております。全国で13台の視力測定機器を積載した車両を保有しており、交通弱者の個人の方でもお気軽にご依頼いただいております。また災害時には支援活動に出向くなど、大きな役割を担っております。

(3) スリランカへメガネを寄贈

スリランカの人々は、日本に多くの治療用角膜を提供してくださっています。その恩返しとして当社グループでは、1991年からお客様がお持ちの不要なメガネを全国の店舗でお預かりし、クリーニングやリフォームを行い、メガネの不足しているスリランカへ寄贈する活動を継続しており、今までに寄贈したメガネは55,000本となっております。

ます。なお、2018年から2022年は、スリランカの情勢不安により一時的に停止していましたが、2023年は、4,200本を寄贈いたしました。

(4) 自然災害における支援活動

1991年の雲仙普賢岳の火砕流災害をきっかけに、眼鏡を失い困った方々に無償で眼鏡を提供する活動を始めました。その後も国内外の災害が起こった際に、現地の避難所を訪問し簡易測定をした上で、眼鏡などを提供する活動を続けております。また、そのためのプロジェクトチームを発足させ、様々な度数の眼鏡を作成し備蓄もしております。2019年は台風15号・19号が千葉、長野、福島にもたらした災害におきまして、近隣店舗での眼鏡やボランティア用のゴーグルなどの無償配布を行い、2024年の能登半島地震におきましても避難所での眼鏡提供の活動を行いました。今後もお困りの方々のために、この活動は変わらずに続けてまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、多店舗展開を推進する専門店チェーンであり、主に賃貸による店舗の新設、改装が設備投資の中心となっております。

当連結会計年度における主な内容は、国内小売事業の株式会社パリミキにおける10店舗の新規出店、28店舗の改装、及び海外連結子会社における3店舗の新規出店であります。

以上の結果、当連結会計年度の設備投資金額は、敷金及び保証金の支出155百万円、ソフトウェアの取得188百万円を含め、1,655百万円となりました。このうち、株式会社パリミキにおける設備投資金額が1,320百万円を占めております。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける2024年3月31日現在（連結子会社は当該各社の決算日現在）の設備及び従業員の配置状況は次のとおりであります。

(1) 提出会社

2024年3月31日現在

事業所	セグメント の名称	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地		リース資産	その他	ソフト ウェア	合計金額 (百万円)	従業員数 (人)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	面積 (㎡)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)		
関東地域計	日本	15	0	-	-	-	-	-	16	-
近畿地域計	日本	-	-	216.54	48	-	-	-	48	-
米国ワシントン州	海外	68	4	-	-	-	-	-	72	15
本社等 (東京都港区他)	日本	85	3	-	-	-	1	1	91	24
三城光学研究所 (岡山県岡山市中区)	日本	116	-	2,173.72	241	-	-	-	358	-
倉庫・流通センター 等(兵庫県姫路市他)	日本	-	-	718.19	6	-	-	-	6	-
厚生施設(神奈川県横 浜市神奈川区他)	日本	-	-	756.3	103	-	-	-	103	-

(2) 国内子会社

2024年3月31日現在

事業所	セグメント の名称	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地		リース資産	その他	ソフト ウェア	合計金額 (百万円)	従業員数 (人)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	面積 (㎡)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)		
北海道・東北地域 店舗計	日本	62	33	-	-	1	0	-	98	96
関東地域店舗計	日本	803	241	-	-	3	5	-	1,052	632
中部地域店舗計	日本	716	155	-	-	2	0	-	874	207
近畿地域店舗計	日本	967	197	131.41	18	5	0	-	1,189	565
中国地域店舗計	日本	483	126	-	-	2	0	-	612	156
四国地域店舗計	日本	222	47	-	-	1	0	-	271	86
九州・沖縄地域 店舗計	日本	294	40	818.99	108	0	0	-	443	68
本社等 (東京都港区他)	日本	118	74	-	-	0	1	428	622	116
倉庫・流通センター 等(兵庫県姫路市他)	日本	14	22	-	-	0	31	-	68	30
製造所等(福井県鯖 江市)	日本	62	3	5,858.24	91	-	18	1	176	54

(3) 在外子会社

2024年3月31日現在

事業所	セグメント の名称	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地		リース資産	その他	ソフト ウェア	合計金額 (百万円)	従業員数 (人)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	面積 (㎡)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)		
アジア	海外	95	208	-	-	-	0	0	304	468
欧州	海外	0	0	-	-	-	0	-	0	8
オセアニア・ハワ イ	海外	0	0	-	-	-	0	-	0	10

(注) 1. 設備の金額は、帳簿価額によるものであり、建設仮勘定は含んでおりません。

2. 上記のその他には、機械及び装置が含まれております。

3. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。

4. 従業員数には社外への出向社員、契約社員、アルバイト及び嘱託は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

日本

事業所名	所在地	予算金額 (百万円)	既支払額 (百万円)	今後の所要 資金 (百万円)	着工年月	完成予定年月
小山	栃木県小山市	118	115	3	2024年1月	2024年4月
津山	岡山県津山市	120	38	82	2024年1月	2024年4月
新小岩	東京都葛飾区	33	30	3	2024年3月	2024年4月
イオン小牧	愛知県小牧市	25	15	10	2024年3月	2024年4月
ザ・マーケットプレイス武蔵浦和	埼玉県さいたま市南区	35	-	35	2024年4月	2024年5月
中野サンモール	東京都中野区	39	-	39	2024年5月	2024年6月
パリミキ補聴器 三島	静岡県駿東郡清水町	16	-	16	2024年5月	2024年7月
新居浜	愛媛県新居浜市	45	-	45	2024年5月	2024年7月
札幌北郷	北海道札幌市白石区	27	-	27	2024年5月	2024年7月
営業店舗 21店新設		1,515	-	1,515	2024年度中	2024年度中
営業店舗 改装・建替工事等		537	-	537	2024年度中	2024年度中
製造工場 改修(耐震工事)等		200	-	200	2024年度中	2024年度中
DXデジタル販促システム等		200	-	200	2024年度中	2024年度中
合計		2,910	198	2,712		

(注) 1. 今後の所要資金2,712百万円は、全額自己資金で賄う予定であります。

2. 予算金額、既支払額、今後の所要資金には、敷金及び保証金、建設協力金を含んでおります。

海外

事業所名	所在地	予算金額 (百万円)	既支払額 (百万円)	今後の所要 資金 (百万円)	着工年月	完成予定年月
営業店舗	新設工事	235	-	235	2024年度中	2024年度中
営業店舗	改装工事	9	-	9	2024年度中	2024年度中
店舗什器等		45	-	45	2024年度中	2024年度中
合計		289	-	289		

(注) 今後の所要資金289百万円は、全額自己資金で賄う予定であります。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	223,000,000
計	223,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2024年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2024年6月27日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	56,057,474	56,057,474	東京証券取引所 スタンダード市場	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式。単元株式 数は100株です。
計	56,057,474	56,057,474	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2014年9月1日取締役会決議（第4回新株予約権）

	事業年度末現在 (2024年3月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社監査役 3名
新株予約権の数	4,800個
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	480,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり508円(注)2
新株予約権の行使期間	2016年9月2日～2024年9月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 590円(注)3 資本組入額 295円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により払込額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込額} = \text{調整前払込額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込額} = \text{調整前払込額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で払込額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記3.に記載の資本金等増加限度額から、上記3.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役および監査役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権の割当日の翌日から2016年9月16日までの間に、終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満切り上げ）が一度でも行使価額に60%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回った場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記3. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

新株予約権の取得事由および条件

上記5. に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

2020年9月1日取締役会決議（第5回新株予約権）

	事業年度末現在 (2024年3月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 3名
新株予約権の数	5,700個
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	570,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり301円(注)2
新株予約権の行使期間	2022年9月2日～2030年9月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 334円(注)3 資本組入額 167円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記3.に記載の資本金等増加限度額から、上記3.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役および監査役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記3. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

新株予約権の取得事由および条件

上記5. に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

2020年9月1日取締役会決議（第6回新株予約権）

	事業年度末現在 (2024年3月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 3名 当社従業員 35名 当社子会社取締役 9名 当社子会社監査役 3名 当社子会社執行役員 6名 当社子会社従業員 2,793名
新株予約権の数	23,380個
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,338,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり301円(注)2
新株予約権の行使期間	2022年9月2日～2025年9月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 342円(注)3 資本組入額 171円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記3.に記載の資本金等増加限度額から、上記3.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員に地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役および監査役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1 . に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2 . で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6 . に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記 3 . に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記 4 . に準じて決定する。

新株予約権の取得事由および条件

上記 5 . に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

2022年5月13日取締役会決議（第7回新株予約権）

	事業年度末現在 (2024年3月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 5名 当社従業員 24名 当社子会社取締役 8名 当社子会社監査役 3名 当社子会社執行役員 3名 当社子会社従業員 54名
新株予約権の数	9,270個
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	927,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり279円(注)2
新株予約権の行使期間	2024年5月14日～2032年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 321円(注)3 資本組入額 161円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記3.に記載の資本金等増加限度額から、上記3.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役および監査役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合等、諸般の事情を考慮のうえ、取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記3. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

新株予約権の取得事由および条件

上記5. に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

2023年5月12日取締役会決議（第8回新株予約権）

	事業年度末現在 (2024年3月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
新株予約権の数	500個
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	50,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり348円(注)2
新株予約権の行使期間	2025年5月13日～2033年5月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 397円(注)3 資本組入額 199円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- また、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。
2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記3.に記載の資本金等増加限度額から、上記3.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役および監査役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合等、諸般の事情を考慮のうえ、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記3. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

新株予約権の取得事由および条件

上記5. に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

2023年5月12日取締役会決議（第9回新株予約権）

	事業年度末現在 (2024年3月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 4名 当社子会社取締役 5名 当社子会社従業員 1名
新株予約権の数	1,220個
新株予約権の目的となる株式の種類及び内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	122,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり348円(注)2
新株予約権の行使期間	2025年5月13日～2033年5月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 397円(注)3 資本組入額 199円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{1}$$

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記3.に記載の資本金等増加限度額から、上記3.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役および監査役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合等、諸般の事情を考慮のうえ、取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記3. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

新株予約権の取得事由および条件

上記5. に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2001年5月17日 (注)	5,096,134	56,057,474	-	5,901,075	-	6,829,509

(注) 株式分割 分割比率 1:1.1

(5) 【所有者別状況】

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	8	23	76	71	33	11,469	11,680	-
所有株式数(単元)	-	24,272	4,427	233,083	88,505	465	208,781	559,533	104,174
所有株式数の割合(%)	-	4.34	0.79	41.66	15.82	0.08	37.31	100.00	-

(注) 1. 自己株式4,898,179株は、「個人その他」に48,981単元を含めて記載しております。なお、自己株式4,898,179株は株主名簿上の株式数であり、2024年3月31日現在の実質的な保有株式数は4,897,279株であります。

2. 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ20単元及び15株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社ルネット	兵庫県姫路市駅前町313	21,393	41.82
BNP PARIBAS MILAN/2S/JASDEC/ LUXOTTICA GROUP SPA (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	PIAZZA SAN FEDELE 2 20121 MILAN (東京都中央区日本橋 3 丁目11 - 1)	7,368	14.40
多根幹雄	静岡県熱海市	2,612	5.11
三城社員持株会	東京都港区港南 1 丁目 6 - 31	2,427	4.75
特定有価証券信託受託者株式会社 S M B C 信託銀行	東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 - 2	1,121	2.19
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区赤坂 1 丁目 8 - 1 赤坂イン ターシティAIR	1,000	1.95
株式会社ベテルギウス	神奈川県鎌倉市二階堂58 - 35	904	1.77
多根 伸彦	神奈川県鎌倉市	727	1.42
多根 直槻	神奈川県川崎市高津区	566	1.11
多根 路雄	神奈川県鎌倉市	283	0.55
計	-	38,406	75.07

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,897,200	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。単元株式数は100株です。
完全議決権株式(その他)	普通株式 51,056,100	510,561	同上
単元未満株式	普通株式 104,174	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。
発行済株式総数	56,057,474	-	-
総株主の議決権	-	510,561	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権の数20個)含まれております。

【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社パリミキ ホールディングス	東京都中央区日本 橋室町二丁目4番 3号	4,897,200	-	4,897,200	8.74
計	-	4,897,200	-	4,897,200	8.74

(注)上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が900株(議決権の数9個)あります。なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含まれております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	990	433,710
当期間における取得自己株式	50	18,150

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡) (ストック・オプションの権利行使)	- 355,300	- 106,945	- 39,700	- 11,949
保有自己株式数	4,897,279	-	4,857,629	-

(注) 当期間におけるストック・オプションの権利行使、単元未満株式の売渡請求による売渡および保有自己株式数には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの取引は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。また、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨ならびに「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる」旨を定款に定めております。

当社は、企業価値の向上と持続的な成長を目指すため、中長期の事業投資に備えた内部留保とキャッシュ・フローの状況を考慮し、財務の健全性を維持することを資本政策の基本方針といたします。

配当方針につきましては、株主の皆様当社株式を長期的かつ安定的に保有していただけるよう、継続的かつ安定した配当を実施することとし、安定した収益の創出を図り、業績に応じた配当政策の実現を遂行してまいります。具体的な配当の額につきましては、経営環境および業績の現状を踏まえ、グローバルな事業展開および資本政策ならびに社会情勢を総合的に勘案して決定いたします。また、自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、中長期的な資本政策の観点から適宜実施を検討してまいります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき年間配当金は1株につき6円00銭（うち中間配当金3円00銭）といたしました。

今後につきましては、設備投資等の事業投資を積極的に実施し、成長が期待できる事業へ経営資源を投入することにより企業価値の向上を目指してまいりますので、中期的には上記の配当方針を見直す可能性があります。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2023年11月14日 取締役会決議	152	3.00
2024年5月13日 取締役会決議	153	3.00

内部留保につきましては、世界的な紛争やそれに伴う資源やエネルギー高などの情勢不安な状況ではありますが、どのような状況下でも、お客様に安心して来店いただける魅力ある店舗づくりに今後も取り組む予定であり、前事業年度に設備投資を行った店舗の実績が順調であることも踏まえて、引き続き積極的に設備投資を行い、中長期の業績向上に繋げてまいります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、小さな失敗と数限りない障害がすばらしい創造の種になるように、経営理念ならびに信条の基本に則った精神をグループ全体に強い意を持って浸透させることにより、法令と社会倫理の遵守を含めた未来のあるべき人間形成をまず企業活動の原点とすることを徹底しております。

企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当社は持株会社としてグループ内の事業子会社を統括しております。

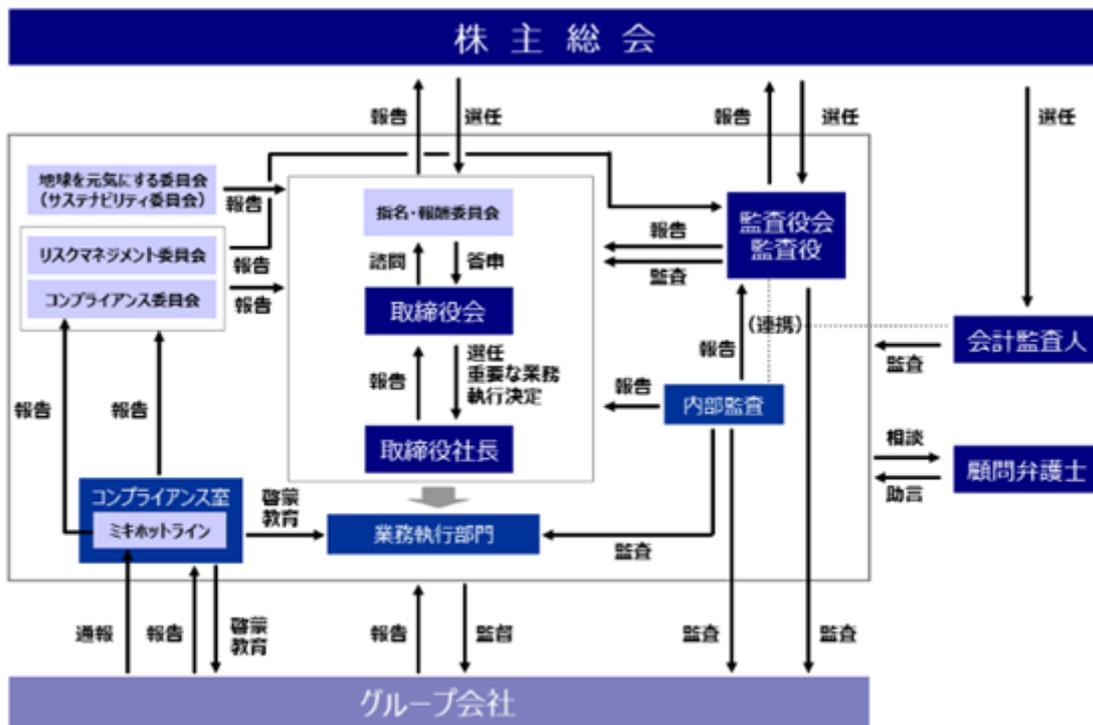
取締役会については、2024年6月27日現在、業務執行取締役である多根幹雄、澤田将広、中尾文彦の3名、社外取締役である岩本章子および仁野覚の2名の全5名で構成されており、議長は代表取締役会長多根幹雄であります。取締役会において経営上の重要事項の意思決定ならびに各取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会では、グループ各社の経営・業務執行状況の報告を定期的に行っており、子会社の適正な業務執行を統括しております。なお、当社では、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、取締役の任期を1年に定めております。

監査役会については、2024年6月27日現在、常勤監査役である徳岡清和、社外監査役である西村善朗および佐田俊樹の2名の全3名で構成されており、議長は常勤監査役徳岡清和であります。監査役会は、取締役会開催日と同日に開催しております。監査役は、常勤監査役が中心となり監査役監査を実施しており、取締役・従業員からの重要事項の報告を受け、また必要に応じて取締役・従業員に対して報告を求めることができ、取締役会のほか重要な会議に出席することにより監査を実施しております。

また監査役は、会計監査人、内部監査部門ならびにグループ各社の監査役・内部監査部門と情報交換に努め、連携して当社およびグループ各社の監査の実効性を確保しております。

これらのコーポレート・ガバナンス体制により、当社の経営の監視機能は十分に機能していると考えております。

〔当社グループのコーポレート・ガバナンス体制〕



企業統治に関するその他の事項

内部統制システムの整備の状況

- a. 取締役・従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・経営理念ならびに信条の基本に則った精神をグループ全体に強い意を持って浸透させ継承することにより、法令と社会倫理の遵守を含めた未来のあるべき人間形成をまず企業活動の原点とすることを徹底する。
 - ・当社および当社子会社の取締役および従業員が法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス担当役員およびコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス基本方針および行動規範を策定するとともに、当社および当社子会社の取締役および従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制を構築する。
 - ・コンプライアンス上の重要な事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じ、取締役会および監査役に報告される体制を構築する。
 - ・コンプライアンス基本方針に従い、内部監査部門と連携して実施状況を管理・監督し、コンプライアンス委員会は、従業員に対して適切な研修体制を構築し内部通報相談窓口（ミキホットライン）を設置する。
 - ・反社会的勢力排除に向け、行動規範に反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関わらないことを定め、全社的に取り組む。
- b. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取り扱いは、文書管理規程、情報管理・秘密保持規則に従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- c. 財務報告の適正性を確保するための体制
- 情報開示の透明性および公正性を促進するために、経理規程および連結決算規程によって経理処理方法を統一する基準を定め、財務諸表および財務諸表に重大な影響をおよぼす可能性のある情報の適正性を確保するものとする。

リスク管理体制の整備の状況

- ・内部統制を推進するために、リスクマネジメント担当役員およびリスクマネジメント委員会を設置し、お客様、社員、そして企業の将来も見据え、それぞれの立場でリスクマネジメント規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。
- ・各部署はリスクマネジメント規程に基づき事前予兆対応体制を整え、それぞれのリスクマネジメントを行い、リスクマネジメント委員会へ定期的に状況を報告し、連携を図る。
- ・重大な緊急事態が発生した場合には、取締役社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- ・リスクマネジメント規程およびリスク分類別マニュアルに基づき、内部監査部門が監査を実施する。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

- ・当社子会社の経営においては、各社の自主性と当社グループの戦略・経営理念・信条を尊重し、子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われる体制、ならびに子会社の損失の危険の管理体制を確保するため、子会社に対し関係会社管理規程に基づき、事業内容、業務執行状況ならびに財務状況等についての定期的な報告を求め、重要案件についての事前協議を行う。
- ・リスクマネジメント規程をグループ共通の規定とし、当社と当社子会社は相互に連携してグループ全体のリスク管理を行う。
- ・グループ各社にコンプライアンス担当者を置き、コンプライアンス基本方針においてもグループ共通で策定・運用する。

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は100万円または法令が定める額のいずれか高い額、監査役は100万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は5,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因になった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社の取締役、監査役ならびに執行役員等の使用人であり、当該保険契約により、被保険者の会社の役員等としての業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害が填補されることとなります。なお、すべての被保険者についてその保険料は全額当社が負担しております。

取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨および累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

a. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

b. 中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議により毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款で定めております。これは、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を8回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
多根 幹雄	8回	8回
澤田 将広	8回	8回
中尾 文彦	8回	8回
岩本 章子	8回	8回
仁野 覚	8回	8回

取締役会における具体的な検討内容として、当社および当社グループの中長期の経営計画を含む重要な経営の基本方針・経営計画の策定、グループ経営管理、重要な企業統治方針に関する審議、取締役の業務執行状況等の報告および監督を行っております。

指名・報酬委員会の活動状況

当社では、取締役会の任意の諮問委員会である指名・報酬委員会を設置しており、同委員会は独立社外取締役2名と代表取締役会長1名の計3名の委員で構成され、また独立社外取締役1名が委員長を務めており、高い独立性を確保していると考えております。当事業年度において指名・報酬委員会を3回開催しており、個々の取締役（委員）の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
岩本 章子	3回	3回
仁野 覚	3回	3回
多根 幹雄	3回	3回

指名・報酬委員会における具体的な検討内容として、経営陣幹部を含む取締役・監査役候補者の指名について、選定基準に基づき代表取締役が候補者を選定し、指名・報酬委員会に対し候補者の原案を提示し、同委員会での審議、答申を経たうえで、取締役会はその決議に基づき候補者を指名し、株主総会議案として上程します。なお監査役候補者の指名にあたっては事前に監査役会の同意を得ることとします。また、経営陣幹部を含む取締役が解任基準に該当する事態を取締役会が認識した場合は、指名・報酬委員会に対し事態を説明し審議、答申を経たうえで、取締役会において審議した後、解任を決定した場合には株主総会議案として上程することとします。

取締役の報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額および賞与の評価配分ならびに株式報酬の額としております。取締役会は当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役会長は、当該答申の内容に従って決定をし、決定した個人別の報酬額を指名・報酬委員会に報告しなければならないこととしております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.50%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役会長	多根 幹雄	1959年11月9日生	1984年4月 当社入社 1986年8月 当社取締役 1988年3月 当社代表取締役専務 1988年6月 当社代表取締役社長 1989年2月 ㈱ルネット代表取締役 1994年5月 当社代表取締役副社長 1997年5月 当社代表取締役副社長人事担当 1999年3月 PARIS MIKI (INTERNATIONAL) SAジェネラル マネージャー 1999年6月 当社代表取締役副社長人事・海外事業担当 2002年12月 コドモ リミテッド取締役(現任) 2003年6月 当社取締役 2005年6月 当社代表取締役 2008年6月 当社取締役 2008年6月 ㈱ルネット専務取締役 2009年4月 公益財団法人奥出雲多根自然博物館理事長 (現任) 2009年7月 ㈱三城(現㈱パリミキ)代表取締役 2011年6月 当社取締役 2013年8月 クローバー・アセットマネジメント㈱(現 ㈱パリミキアセットマネジメント)代表取 締役社長 2014年9月 PX Group SA取締役(現任) 2015年1月 PARIS MIKI (INTERNATIONAL) SA取締役 2015年6月 当社代表取締役副社長 2017年6月 当社取締役 2017年10月 ㈱ルネット代表取締役社長(現任) 2017年11月 当社代表取締役会長(現任) 2019年1月 PARIS MIKI (INTERNATIONAL) SA取締役会長 (現任) 2023年10月 ㈱パリミキアセットマネジメント代表取締 役会長(現任)	(注) 4	2,612
代表取締役社長	澤田 将広	1957年2月9日生	1980年4月 当社入社 2001年1月 PARIS MIKI AUSTRALIA PTY.LTD.取締役 2004年4月 当社人事チーフ 2004年11月 当社執行役員人事チーフ 2005年9月 当社商品開発チーフ 2015年6月 ㈱三城(現㈱パリミキ)取締役 2016年2月 同社代表取締役社長 2016年6月 当社取締役 2017年5月 ㈱ルネット取締役副社長 2017年6月 当社代表取締役社長(現任)	(注) 4	50
取締役副社長CFO	中尾 文彦	1961年3月21日生	1984年4月 当社入社 1986年11月 PARIS-MIKI OPTIQUE H.K.LTD.支配人 1991年8月 PARIS MIKI OPTICAL(THAILAND)LTD.取締役 1996年9月 OPTIQUE PARIS-MIKI(S)PTE.LTD.取締役 2004年4月 当社百貨店事業担当 2004年11月 当社執行役員商品開発チーフ 2007年6月 当社取締役 2009年1月 ㈱三城(現㈱パリミキ)取締役社長 2009年7月 同社代表取締役社長 2012年2月 当社取締役 2015年6月 当社専務取締役 2016年6月 当社副社長執行役員 2017年5月 ㈱ルネット取締役専務 2017年7月 ㈱メディシェアード代表取締役社長 2018年6月 当社取締役 2020年7月 当社取締役副社長 2024年2月 当社取締役副社長CFO(現任)	(注) 4	30
取締役	岩本 章子	1968年5月27日生	1991年4月 ファースト・シカゴ銀行(現JPモルガン チェース銀行)入行 2000年4月 バンク・ワン銀行(現JPモルガンチェース 銀行)バイス・プレジデント 2002年4月 カナダ・ロイヤル銀行バイス・プレジデ ント 2004年4月 あおぞら銀行チーフ・ディーラー 2009年2月 OFFICE 『W・I・S・H』代表(現任) 2012年4月 大阪経済大学経営学部客員教授 2015年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役(現任) 2017年5月 ㈱ルネット監査役 2018年5月 ㈱ルネット取締役 2023年7月 学校法人大阪経済大学理事(現任)	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	仁野 覚	1945年11月10日生	1984年4月 エスモード・ジャポン東京校創立、代表 (現任) 1996年9月 エスモード・パリ校常任理事 2000年7月 仏エスモード・インターナショナル代表 (現任) 2006年6月 当社社外監査役 2008年6月 当社社外取締役 2015年5月 ㈱ルネット監査役 2019年6月 当社取締役(現任)	(注) 4	-
常勤監査役	徳岡 清和	1960年2月16日生	1982年3月 当社入社 2011年1月 ㈱三城(現㈱パリミキ)執行役員近畿ブ ロック 2012年4月 同社京阪・大阪南ブロックGM 2015年4月 同社東中国ブロックGM 2019年4月 同社執行役員営業担当 2021年4月 同社執行役員西日本営業担当 2023年6月 同社監査役(現任) 2023年6月 ㈱金鳳堂監査役(現任) 2024年6月 ㈱パリミキアセットマネジメント監査役 (現任) 2024年6月 当社常勤監査役(現任)	(注) 5	27
監査役	西村 善朗	1966年12月29日生	1993年9月 太田昭和アーンストアンドヤング(現EY税 理士法人)入社 1996年11月 税理士登録(現任) 1997年4月 富士銀行(現みずほ銀行)出向 2002年4月 KPMGピートマーウィック(現KPMG税理士法 人)シニアマネージャー 2003年12月 ㈱ユナイテッド・パートナーズ会計事務所 代表取締役(現任) 2003年12月 西村善朗・税理士事務所所長(現任) 2015年7月 ㈱ルネット監査役 2016年6月 当社監査役(現任)	(注) 5	-
監査役	佐田 俊樹	1950年6月16日生	1974年4月 野村證券㈱入社 1989年6月 Nomura France S.A.社長 1998年6月 野村證券金融経済研究所所長 2000年6月 野村アセットマネジメント㈱執行役員 2005年6月 ㈱ジャフコ(現ジャフコグループ㈱)社外 監査役 2011年3月 ㈱カヤック社外監査役 2012年6月 イー・アクセス㈱社外監査役 2013年7月 ペアリング投信投資顧問㈱(現ペアリング ス・ジャパン㈱)社外監査役 2015年6月 ㈱キッツ顧問 2016年7月 ㈱グッドバッチ社外監査役(現任) 2017年8月 ㈱レノバ社外監査役(現任) 2018年3月 ㈱ドラフト社外監査役 2018年11月 ㈱ほぼ日社外監査役(現任) 2019年6月 当社監査役(現任) 2021年6月 ㈱三城(現㈱パリミキ)監査役(現任)	(注) 6	30
計					2,751

(注) 1. 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 取締役岩本章子、仁野覚は、社外取締役であります。

3. 監査役西村善朗、佐田俊樹は、社外監査役であります。

4. 2024年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

5. 2024年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6. 2023年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

7. 所有株式数には三城役員持株会における本人持分を含めて記載しております。なお、提出日(2024年6月27日)現在の持株会による取得株式数については確認ができないため、2024年5月31日現在の所有株式数を記載しております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名(2024年6月27日現在)であります。社外取締役岩本章子氏および仁野覚氏との間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

当社の社外監査役は2名(2024年6月27日現在)であります。社外監査役西村善朗氏が代表取締役を務める㈱ユナイテッド・パートナーズ会計事務所ならびに同氏が所長を務める西村善朗・税理士事務所と当社会社との間には税務相談業務等の取引関係があります。その他、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。社外監査役佐田俊樹氏は当社株式を30千株所有しておりますが、その他の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。また同氏は他の会社等の社外役員を兼任しておりますが、当社と当該他の会社等との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役および社外監査役を選任するための基準または方針を定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項を参考にしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役および社外監査役が出席する取締役会において、内部監査結果の報告を含めた内部統制状況の報告および監査役監査の監査方針等の説明を行っております。社外取締役および社外監査役は、それぞれの専門知識および経営に関する見識・経験等に基づき監督または監査を実施しております。また、社外監査役は会計監査人から監査・レビューの結果報告を受けているほか、監査役会において内部監査および会計監査の結果等について定期的に報告を受け、客観的・中立的な観点から質問・助言等を行っております。社外取締役および社外監査役は、これらの連携および関係を通じて企業統治において十分な機能および役割を担っており、現状の選任状況は当社の企業統治体制において有効に機能していると考えております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成され、監査役にはその専門的知識や経験から当社の経営を監視、監査できる人材を選任しています。

社外監査役の西村善朗氏は、税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において監査役会を8回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
永田 俊郎	8回	8回
西村 善朗	8回	8回
佐田 俊樹	8回	8回

監査役会は、客観的な立場から取締役の職務遂行に対し必要に応じて意見を述べる等、取締役の職務執行を監視できる体制をとっております。

監査役会の具体的な検討内容は、監査計画の策定、会計監査人の評価と選解任および不再任に関する事項ならびに監査報酬等に対する同意、監査役選任に関する同意、監査報告書の作成、四半期毎の財務状況の報告等について審議または協議を行っております。会計監査人とは、監査役への会計監査人の監査計画の説明・協議のほか、四半期毎のレビュー結果および期末の会計監査結果の報告聴取と意見交換を定期的に行っております。また、それ以外にも必要に応じて不定期に報告会などの会議を開催しており、会計監査人による監査上の主要な検討事項（KAM）も含めて相互に意見および情報の交換を行っております。

監査役は、監査役会で定めた監査方針、職務分担等に従い、取締役の職務執行の適法性や各業務執行部門の業務遂行状況などについて監査しております。

常勤監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、子会社の取締役・従業員より報告の聴取と意見交換を行っております。また会計監査人、内部統制部門、内部監査部門および子会社の内部監査部門、ならびに子会社の監査役との間で定期的に連絡会議を開催し情報交換等を行うことにより内部統制システムの整備ならびに運用状況を確認しております。これらの確認状況については、監査役会において、議長を務める常勤監査役から従業員ならびに顧客をはじめとするステークホルダー等の社内外の視点を踏まえた所見を含め社外監査役へ報告が行われ、監査役会で活発な意見交換を行うことにより情報の共有に努めております。

内部監査の状況

持株会社である当社の内部監査部門の責任者1名はグループ内の事業子会社の内部監査部門と連携し、常に顧客志向に基づいた経営判断の見地に立ち、当社および当社グループの財産保全および業務運営の実態を適正に調査するとともに、不正等の未然の防止、経営の合理化・効率化を目的とした内部監査を行っております。

内部監査部門は、内部監査の結果を代表取締役社長へ定期的に報告を行っており、取締役会への報告も適時行うこととしております。また、監査役および会計監査人と適宜連絡・調整を行い、改善対応事項等についての協議および意見交換を行っております。さらに、内部監査部門の責任者が監査役会において内部監査の状況を直接報告し監査役との協議および意見交換を行っており、報告内容と協議の状況が取締役会において報告されておりますので、内部監査の実効性が確保されているものと考えております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

36年間

c. 業務を執行した公認会計士

指有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大屋 浩孝

指有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 堀井 秀樹

なお、EY新日本有限責任監査法人は、業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

d．監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者につきましては、EY新日本有限責任監査法人の監査計画に基づき、公認会計士6名およびその他18名で構成されております。

e．監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の能力・品質管理の状況、独立性および専門性、監査状況と体制が整備されていること、具体的な監査計画ならびに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査役会の定める基準に基づき、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断することとしております。なお、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役および監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査役会が定める「会計監査人の評価および選定基準」に基づき実施されており、会計監査人の評価基準（全14項目）および会計監査人の選定基準（全7項目）をもとに每期実施しております。

g．監査法人の異動

該当事項はありません。

監査報酬の内容等

a．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	55	-	57	-
連結子会社	-	-	-	-
計	55	-	57	-

b．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a．を除く）

該当事項はありません。

c．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d．監査報酬の決定方針

監査役会は、会計監査人の監査報酬（報酬単価および監査時間を含む。）の水準および非監査報酬がある場合はその内容・水準が適切か、監査の有効性と効率性に配慮されているかを検証したうえで、監査報酬等の評価を実施します。取締役会は、監査計画、監査日数等を検討し、監査公認会計士等と協議したうえで、監査役会の同意を得て決定し監査契約を締結しております。

e．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額は相当であると判断し、同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は以下のとおりであります。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役割、地位、職責、貢献度、在任年数、業績、他社水準、従業員給与の水準の各要素を考慮し、総合的に勘案して決定するものとしております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、連結会計年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬、および当社の株価を指標とする株式報酬とします。金銭報酬は、各連結会計年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）の一定水準以上の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給することとしております。

当社の株価を指標とする株式報酬は通常型のストック・オプションであり、新株予約権の割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等を用いて公正価額を算定しており、当該株式報酬の内容・交付状況は、第4「提出会社の状況」（2）「新株予約権等の状況」「ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

なお、現在の利益水準を踏まえ、当事業年度について賞与は支給されておられません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、株式報酬として、新株予約権による通常型のストック・オプションとし、毎年、一定の時期に付与するものとしております。業務執行取締役には、中長期の企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、上位の役位ほど付与数が高まる構成とします。社外取締役および監査役は、中長期の企業価値増大および株主との共通視点を持たせることを目的とし、付与数は一律・一定数とします。

新株予約権は、職務執行の対価として発行するものであり、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとし、新株予約権の付与総数の算定方法は、各連結会計年度の業績に与える影響、ならびに保有する自己株式の数を含む資本政策、株式希釈化の影響等も考慮し、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定いたします。なお、現在の利益水準等を踏まえ、当事業年度において非金銭報酬は支給されておられません。

d. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行います。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。なお、基本報酬、業績連動報酬等、非金銭報酬等の各報酬等の種類ごとの具体的な比率は、現在は8：1：1を基準としておりますが、将来の業績回復時には、基本報酬の水準を維持しつつ比率を6：2：2まで変化させることを想定しております。また各業務執行取締役の役割、地位および会社への貢献度等を総合的に勘案したうえで、上位の役位ほど業績連動報酬等のウェイトが高まる構成とします。

また、当該方針の決定方法は、取締役会の決議に際し、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けることとしております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容や決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、独立社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査役の報酬等は、株主総会の決議によって決定した監査役の報酬総額の限度額内において、職務分担等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の改定決議年月日は2019年6月25日開催の第71回定時株主総会であり、決議の内容は、取締役の報酬額は年額300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）であります（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は9名以内）。監査役の報酬額は年額50百万円以内（定款で定める監査役の員数は5名以内）であります。また、2021年6月25日開催の第73回定時株主総会の改定決議に基づくストック・オプション報酬額は、上記の取締役および監査役の報酬額とは別枠で、取締役は年額100百万円以内（うち社外取締役10百万円）、監査役は年額20百万円以内（うち社外監査役10百万円）であります。なお、2024年6月27日現在の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）であります。

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業・担当職務の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役会長は、当該答申の内容に従って決定をし、決定した個人別の報酬額を指名・報酬委員会に報告しなければならないこととしております。なお、株式報酬については、上記の個人別の報酬額と同様のプロセスにより、指名・報酬委員会に原案を諮問し得た答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議いたします。

取締役会の委任決議に基づき、代表取締役会長多根幹雄は当社全体の事業および業績を俯瞰する立場から各取締役の職務・業績を評価することができることから、個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	70	69	-	1	1	3
監査役 (社外監査役を除く。)	11	11	-	-	-	1
社外役員	27	27	-	-	-	4

(注) 取締役(社外取締役を除く)に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、ストックオプション1百万円でありませ

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準および考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、もっぱら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

なお、当事業年度末時点において、純投資目的以外の目的である投資株式は保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a．保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式は保有しておりません。

- b．銘柄数および貸借対照表計上額

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式は保有しておりません。

- c．特定投資株式およびみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	7	0	7	0
非上場株式以外の株式	6	217	6	118

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	5	-	178

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,858	13,759
受取手形及び売掛金	2,784	3,076
商品及び製品	7,517	7,837
原材料及び貯蔵品	683	563
その他	1,389	1,637
貸倒引当金	121	12
流動資産合計	25,111	26,861
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	10,348	10,474
機械及び装置	125	126
工具、器具及び備品	7,034	7,242
土地	653	653
リース資産	109	94
建設仮勘定	5	250
その他	71	62
減価償却累計額	13,020	13,116
有形固定資産合計	5,328	5,787
無形固定資産		
その他	597	572
無形固定資産合計	597	572
投資その他の資産		
投資有価証券	1,806	1,172
長期貸付金	228	238
敷金及び保証金	4,527	4,409
建設協力金	279	351
繰延税金資産	144	319
その他	493	472
貸倒引当金	85	83
関係会社投資損失引当金	60	81
投資その他の資産合計	6,334	6,799
固定資産合計	12,260	13,159
資産合計	37,371	40,021

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,336	1,563
短期借入金	1,954	1,742
リース債務	26	24
未払金	1,988	2,175
未払法人税等	469	565
未払消費税等	317	249
契約負債	568	702
賞与引当金	230	485
店舗閉鎖損失引当金	12	1
その他	1,162	1,374
流動負債合計	8,067	8,883
固定負債		
リース債務	45	20
退職給付に係る負債	44	49
繰延税金負債	81	122
資産除去債務	556	576
その他	371	345
固定負債合計	1,099	1,114
負債合計	9,167	9,997
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,901	5,901
資本剰余金	6,829	6,829
利益剰余金	22,799	23,718
自己株式	8,692	8,104
株主資本合計	26,837	28,343
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	220	455
為替換算調整勘定	517	506
その他の包括利益累計額合計	737	962
新株予約権	170	180
非支配株主持分	459	537
純資産合計	28,204	30,023
負債純資産合計	37,371	40,021

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	1 47,400	1 49,912
売上原価	15,023	16,085
売上総利益	32,377	33,827
販売費及び一般管理費		
販売促進費	2,299	2,401
広告宣伝費	1,095	769
給料手当及び賞与	13,202	13,233
賞与引当金繰入額	192	482
福利厚生費	2,179	2,142
退職給付費用	445	426
減価償却費	798	914
賃借料	7,855	8,045
貸倒引当金繰入額	-	0
その他	2 3,577	2 3,483
販売費及び一般管理費合計	31,645	31,898
営業利益	732	1,928
営業外収益		
受取利息	45	94
受取保証料	6	-
為替差益	86	453
受取手数料	10	9
貯蔵品売却益	235	22
協賛金収入	20	50
助成金収入	15	1
その他	157	147
営業外収益合計	576	779
営業外費用		
支払利息	13	10
支払手数料	5	3
関係会社投資損失引当金繰入額	2	21
貸倒引当金繰入額	15	-
その他	65	81
営業外費用合計	102	116
経常利益	1,206	2,592

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	3 0	3 1
金地金売却益	211	-
特別利益合計	212	1
特別損失		
固定資産除売却損	4 49	4 51
減損損失	5 434	5 296
店舗解約損失金	19	8
店舗閉鎖損失引当金繰入額	7	-
特別損失合計	511	356
税金等調整前当期純利益	907	2,236
法人税、住民税及び事業税	544	747
法人税等調整額	178	250
法人税等合計	365	497
当期純利益	541	1,739
非支配株主に帰属する当期純利益	39	49
親会社株主に帰属する当期純利益	501	1,690

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益	541	1,739
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	59	235
為替換算調整勘定	480	29
その他の包括利益合計	1,539	1,265
包括利益	1,081	2,005
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	972	1,915
非支配株主に係る包括利益	109	89

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,901	6,829	22,634	8,692	26,672
当期変動額					
剰余金の配当			304		304
親会社株主に帰属する当期純利益			501		501
自己株式の取得				0	0
連結範囲の変動			32		32
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	164	0	164
当期末残高	5,901	6,829	22,799	8,692	26,837

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	160	106	266	129	378	27,446
当期変動額						
剰余金の配当						304
親会社株主に帰属する当期純利益						501
自己株式の取得						0
連結範囲の変動						32
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	59	410	470	41	81	593
当期変動額合計	59	410	470	41	81	757
当期末残高	220	517	737	170	459	28,204

当連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,901	6,829	22,799	8,692	26,837
当期変動額					
剰余金の配当			304		304
親会社株主に帰属する当期純利益			1,690		1,690
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		466		588	121
自己株式処分差損の振替		466	466		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	919	587	1,506
当期末残高	5,901	6,829	23,718	8,104	28,343

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	220	517	737	170	459	28,204
当期変動額						
剰余金の配当						304
親会社株主に帰属する当期純利益						1,690
自己株式の取得						0
自己株式の処分						121
自己株式処分差損の振替						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	235	10	225	9	77	312
当期変動額合計	235	10	225	9	77	1,819
当期末残高	455	506	962	180	537	30,023

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	907	2,236
減価償却費及びその他の償却費	894	1,004
減損損失	434	296
貸倒引当金の増減額(は減少)	11	113
関係会社投資損失引当金の増減額(は減少)	2	21
賞与引当金の増減額(は減少)	10	254
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	7	1
受取利息及び受取配当金	69	102
支払利息	13	10
為替差損益(は益)	51	392
有形固定資産除売却損益(は益)	48	49
助成金収入	15	1
その他の特別損益(は益)	191	8
売上債権の増減額(は増加)	77	173
棚卸資産の増減額(は増加)	471	93
その他の資産の増減額(は増加)	232	104
仕入債務の増減額(は減少)	54	105
その他の負債の増減額(は減少)	557	344
その他	10	24
小計	2,787	3,324
利息及び配当金の受取額	69	102
利息の支払額	13	10
法人税等の支払額	251	703
助成金の受取額	15	1
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,608	2,715
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	165	579
定期預金の払戻による収入	31	10
有形固定資産の取得による支出	1,618	1,485
無形固定資産の取得による支出	136	187
投資有価証券の取得による支出	1	12
長期貸付けによる支出	34	3
長期貸付金の回収による収入	29	42
敷金及び保証金の差入による支出	167	155
敷金及び保証金の回収による収入	252	301
建設協力金の回収による収入	25	25
その他	9	165
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,776	2,206

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	148	220
配当金の支払額	305	304
非支配株主への配当金の支払額	-	30
新株予約権の行使による自己株式の処分による収入	-	106
その他	33	30
財務活動によるキャッシュ・フロー	487	479
現金及び現金同等物に係る換算差額	237	176
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	581	206
現金及び現金同等物の期首残高	9,776	10,408
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	50	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 10,408	1 10,614

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 29社

(株)パリミキ、(株)グレート、(株)金鳳堂、(株)クリエイトスリー、(株)オプトメイク福井、(株)メディシェアード、MIKI, INC.、PARIS MIKI AUSTRALIA PTY.LTD.、OPTIQUE PARIS MIKI(M)SDN BHD、巴黎三城光学(中国)有限公司、巴黎三城眼鏡股份有限公司、PARIS MIKI S.A.R.L.、OPTIQUE PARIS-MIKI(S)PTE.LTD.、PARIS MIKI OPTICAL(THAILAND)CO.,LTD.、上海巴黎三城眼鏡有限公司、PARIS MIKI KOREA INC.、HATTORI & DREAM PARTNERS LTD.、PARIS MIKI PHILIPPINES INC.他連結子会社11社

(2) 非連結子会社の数 2社

主要な会社名

PT. PARIS MIKI INDONESIA

(非連結子会社について連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 0社

(2) 主要な持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

PT. PARIS MIKI INDONESIA

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は3社あり、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PARIS MIKI S.A.R.L.、PARIS MIKI AUSTRALIA PTY.LTD.、OPTIQUE PARIS MIKI(M)SDN BHD、巴黎三城光学(中国)有限公司、巴黎三城眼鏡股份有限公司、PARIS MIKI OPTICAL(THAILAND)CO.,LTD.、上海巴黎三城眼鏡有限公司、PARIS MIKI KOREA INC.、HATTORI & DREAM PARTNERS LTD.、PARIS MIKI PHILIPPINES INC.及び他連結子会社8社の決算日は12月31日であります。

また、PARIS-MIKI INTERNATIONAL GmbH、MIKI, INC.、PARIS-MIKI LONDON LTD.、OPTIQUE PARIS-MIKI(S)PTE.LTD.の決算日は、2月末日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用しております。ただし連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

b その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

商品及び製品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社については、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～60年

工具、器具及び備品 2年～20年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社及び国内連結子会社では、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社では個別判定による貸倒見積額を計上しております。

関係会社投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し損失見積額を計上しております。

賞与引当金

当社及び一部の国内連結子会社では、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖による損失に備えるため、損失発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の在外連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業内容は眼鏡小売であり、商品の販売については、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。また、商品の販売に安心保証サービスを合わせて提供する場合は、当該保証サービスを別個の履行義務として識別し、当該履行義務が保証期間において充足されることから、当該期間の経過に応じて収益を認識しております。なお、一部のフランチャイズ取引のうち、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、商品の引渡し前、もしくは商品の引渡し時に受領するか、履行義務の充足後、概ね6ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素はありません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

ヘッジ方針

当社は金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
減損損失	434	296
有形及び無形固定資産	5,926	6,360

(2) 連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

算出方法

固定資産について管理会計上の区分に基づいたグルーピングを行った上で、減損の兆候がある資産グループについて減損損失の認識の判定を行っております。減損損失の認識にあたっては、割引前将来キャッシュ・フローを過去の業績推移や将来の事業計画を基礎として見積もっております。また、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、売上高の成長予測であります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である売上高の成長予測は、見積りの不確実性が高く、売上高の成長予測が変動することにより、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

- 1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
投資有価証券(株式)	0百万円	0百万円

2 当座借越契約及び貸出コミットメント契約

当社グループは、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引銀行4行と当座借越契約及びグローバル・コミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく連結会計年度末の当座借越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
(当社及び連結子会社)		
当座借越契約及び貸出コミットメントの総額	4,100百万円	7,900百万円
借入実行残高	1,884	1,670
差引額	2,215	6,230

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
	71百万円	64百万円

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
工具、器具及び備品	0	1
その他(有形固定資産)	0	0
計	0	1

4 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
建物及び構築物	48百万円	50百万円
工具、器具及び備品	0	1
計	49	51

5 減損損失

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
営業店舗（東京都、千葉県、埼玉県、静岡県他）	店舗資産	建物、構築物及び器具備品
東京都他	遊休資産	無形固定資産その他（電話加入権）

当社グループは、店舗資産、賃貸資産、遊休資産及び共用資産に分類し、店舗資産については、管理会計上の区分に基づいた店舗別にグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性が悪化している店舗及び退店の意思決定をした店舗に係る固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また、その他の資産については、将来的な使用見込がないものについて回収可能価額まで減額しております。

当該減少額を減損損失（434百万円）として特別損失に計上し、その内訳は、建物及び構築物242百万円、工具、器具及び備品165百万円、リース資産（有形）5百万円、電話加入権0百万円、無形固定資産「その他」0百万円及び投資その他の資産「その他」18百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額について、遊休資産については、不動産鑑定評価額及び固定資産税評価額等に基づく正味売却価額により測定し、電話加入権については、市場価格等に基づく正味売却価額により測定しております。また、上記以外の資産については、使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスの場合は、回収可能価額をゼロとして評価しております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
営業店舗（東京都、千葉県、埼玉県、静岡県他）	店舗資産	建物、構築物及び器具備品
東京都他	遊休資産	無形固定資産その他（電話加入権）

当社グループは、店舗資産、賃貸資産、遊休資産及び共用資産に分類し、店舗資産については、管理会計上の区分に基づいた店舗別にグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性が悪化している店舗及び退店の意思決定をした店舗に係る固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また、その他の資産については、将来的な使用見込がないものについて回収可能価額まで減額しております。

当該減少額を減損損失（296百万円）として特別損失に計上し、その内訳は、建物及び構築物168百万円、工具、器具及び備品97百万円、リース資産（有形）1百万円、有形固定資産「その他」3百万円、電話加入権24百万円及び投資その他の資産「その他」1百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額について、遊休資産については、不動産鑑定評価額及び固定資産税評価額等に基づく正味売却価額により測定し、電話加入権については、市場価格等に基づく正味売却価額により測定しております。また、上記以外の資産については、使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	84百万円	351百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	84	351
税効果額	25	115
その他有価証券評価差額金	59	235
為替換算調整勘定：		
当期発生額	480	29
組替調整額	-	-
税効果調整前	-	-
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	480	29
その他の包括利益合計	539	265

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	56,057	-	-	56,057
合計	56,057	-	-	56,057
自己株式				
普通株式	5,251	0	-	5,251
合計	5,251	0	-	5,251

(注) 当連結会計年度増加株式数0千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	2014年ストック・オプションとしての第4回新株予約権	-	-	-	-	-	39
提出会社	2020年ストック・オプションとしての第5回新株予約権	-	-	-	-	-	18
提出会社	2020年ストック・オプションとしての第6回新株予約権	-	-	-	-	-	95
提出会社	2022年ストック・オプションとしての第7回新株予約権	-	-	-	-	-	16
合計		-	-	-	-	-	170

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	152	3.00	2022年3月31日	2022年6月9日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	152	3.00	2022年9月30日	2022年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	152	利益剰余金	3.00	2023年3月31日	2023年6月8日

当連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	56,057	-	-	56,057
合計	56,057	-	-	56,057
自己株式				
普通株式	5,251	0	355	4,897
合計	5,251	0	355	4,897

（注）1. 当連結会計年度増加株式数0千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 当連結会計年度減少株式数355千株は、ストック・オプションの行使による減少によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	2014年ストック・オプションとしての第4回新株予約権	-	-	-	-	-	39
提出会社	2020年ストック・オプションとしての第5回新株予約権	-	-	-	-	-	18
提出会社	2020年ストック・オプションとしての第6回新株予約権	-	-	-	-	-	81
提出会社	2022年ストック・オプションとしての第7回新株予約権	-	-	-	-	-	37
提出会社	2023年ストック・オプションとしての第8回新株予約権	-	-	-	-	-	1
提出会社	2023年ストック・オプションとしての第9回新株予約権	-	-	-	-	-	2
	合計	-	-	-	-	-	180

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	152	3.00	2023年3月31日	2023年6月8日
2023年11月14日 取締役会	普通株式	152	3.00	2023年9月30日	2023年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年5月13日 取締役会	普通株式	153	利益剰余金	3.00	2024年3月31日	2024年6月7日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
現金及び預金勘定	12,858百万円	13,759百万円
預入期間が3か月を超える定期預金等	2,449	3,145
現金及び現金同等物	10,408	10,614

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

主として、眼鏡事業における情報処理設備、コンピュータ端末機器等であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2)リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年内	283	313
1年超	271	409
合計	554	722

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当連結会計年度末現在、当社グループは、資金調達については必要に応じ、借入金等による方法で調達しております。また、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的としてグローバル・コミットメントライン契約等を締結しております。余剰資金の運用については、安全性の高い預金等で主に運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

受取手形及び売掛金は事業活動から生じた営業債権であり、顧客の信用リスクが存在するものであり、受取手形は4か月以内に支払期日が到来します。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスク等が存在します。敷金及び保証金は主に店舗を賃借する際に支出したものであり預入先の信用リスクが存在します。支払手形及び買掛金は事業活動から生じた営業債務であり、すべて3か月以内に支払期日が到来します。デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (6)重要なヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

受取手形及び売掛金、敷金及び保証金については適宜回収懸念の早期把握に努めております。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については時価や発行会社の財政状態を適宜把握し管理を行っております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

資金調達については借入金により調達しているほか、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的としてグローバル・コミットメントライン契約等を締結しており、月次において資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2023年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	804	804	-
(2) 敷金及び保証金	4,527	4,026	500
資産計	5,332	4,831	500

当連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,170	1,170	-
(2) 敷金及び保証金	4,409	3,714	694
資産計	5,579	4,884	694

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
非上場株式	2	2

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2023年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	12,858	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,784	-	-	-
敷金及び保証金	12	4,057	227	230
合計	15,654	4,057	227	230

当連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	13,759	-	-	-
受取手形及び売掛金	3,076	-	-	-
敷金及び保証金	4	3,888	235	280
合計	16,840	3,888	235	280

4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2023年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,954	-	-	-	-	-
合計	1,954	-	-	-	-	-

当連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,742	-	-	-	-	-
合計	1,742	-	-	-	-	-

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	804	-	-	804
資産計	804	-	-	804

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	1,170	-	-	1,170
資産計	1,170	-	-	1,170

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	4,026	-	4,026
資産計	-	4,026	-	4,026

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	3,714	-	3,714
資産計	-	3,714	-	3,714

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に見積りした敷金の償還予定時期に基づき、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2023年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	297	156	140
債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	472	300	171
小計	769	457	312
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	6	7	1
債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	28	28	-
小計	35	36	1
合計	804	493	311

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額2百万円)については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2024年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	499	159	340
債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	635	314	320
小計	1,134	473	660
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	4	7	2
債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	30	30	-
小計	35	38	2
合計	1,170	512	658

(注)非上場株式等(連結貸借対照表計上額2百万円)については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は、確定拠出型年金制度を採用しております。また、一部の連結子会社では、退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定拠出制度

当社及び一部の国内連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度435百万円、当連結会計年度422百万円であります。

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	34百万円	44百万円
退職給付費用	10	4
退職給付の支払額	1	3
為替換算差額	1	3
退職給付に係る負債の期末残高	44	49

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	44百万円	49百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	44	49
退職給付に係る負債	44	49
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	44	49

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度10百万円 当連結会計年度4百万円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
販売費及び一般管理費	41	23

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2014年第4回 ストック・オプション	2020年第5回 ストック・オプション	2020年第6回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 10名 当社監査役 3名	当社取締役 5名 当社監査役 3名	当社執行役員 3名 当社従業員 35名 当社子会社取締役 9名 当社子会社監査役 3名 当社子会社執行役員 6名 当社子会社従業員 2,793名
株式の種類別のストック・オプション数 (注)1	普通株式 545,000株	普通株式 570,000株	普通株式 2,338,000株
付与日	2014年9月16日	2020年9月1日	2020年9月1日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	自2014年9月16日 至2016年9月1日	自2020年9月1日 至2022年9月1日	自2020年9月1日 至2022年9月1日
権利行使期間	自2016年9月2日 至2024年9月1日	自2022年9月2日 至2030年9月1日	自2022年9月2日 至2025年9月1日
	2022年第7回 ストック・オプション	2023年第8回 ストック・オプション	2023年第9回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社執行役員 5名 当社従業員 24名 当社子会社取締役 8名 当社子会社監査役 3名 当社子会社執行役員 3名 当社子会社従業員 54名	当社取締役 1名	当社執行役員 4名 当社子会社取締役 5名 当社子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプション数 (注)1	普通株式 927,000株	普通株式 50,000株	普通株式 122,000株
付与日	2022年5月31日	2023年5月31日	2023年5月31日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	自2022年5月13日 至2024年5月13日	自2023年5月12日 至2025年5月12日	自2023年5月12日 至2025年5月12日
権利行使期間	自2024年5月14日 至2032年5月13日	自2025年5月13日 至2033年5月12日	自2025年5月13日 至2033年5月12日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の状態にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役および監査役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2014年第4回 ストック・オプション	2020年第5回 ストック・オプション	2020年第6回 ストック・オプション	2022年第7回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	927,000
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	927,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	480,000	570,000	2,338,000	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	355,300	-
失効	-	-	-	-
未行使残	480,000	570,000	1,982,700	-
	2023年第8回 ストック・オプション	2023年第9回 ストック・オプション		
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-		
付与	50,000	122,000		
失効	-	-		
権利確定	-	-		
未確定残	50,000	122,000		
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	-	-		
権利確定	-	-		
権利行使	-	-		
失効	-	-		
未行使残	-	-		

単価情報

	2014年第4回 ストック・オプション	2020年第5回 ストック・オプション	2020年第6回 ストック・オプション	2022年第7回 ストック・オプション
権利行使価格（円）	508	301	301	279
行使時平均株価 （円）	-	-	469	-
付与日における公正な 評価単価（円）	82	33	41	42
	2023年第8回 ストック・オプション	2023年第9回 ストック・オプション		
権利行使価格（円）	348	348		
行使時平均株価 （円）	-	-		
付与日における公正な 評価単価（円）	49	49		

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2023年第8回および第9回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル
主な基礎数値及び見積方法

	2023年第8回、第9回 ストック・オプション
株価変動性（注）1	25.312%
予想残存期間（注）2	6.0年
予想配当（注）3	6円/株
無リスク利率（注）4	0.150%

（注）1．予想残存期間に対応する期間の過去の株価実績に基づき算定しております。

2．権利行使期間の中間点において行使されるものとして算定しております。

3．配当実績に基づき算定しております。

4．予想残存期間に対応する国債利回りに基づき算出しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税否認額	9百万円	23百万円
賞与引当金否認額	17	167
店舗閉鎖損失引当金否認額	4	0
商品評価損否認額	126	102
役員退職慰労引当金否認額	14	14
金地金評価損否認額	14	14
減損損失	923	936
資産除去債務	198	199
貸倒引当金損金算入限度超過額	4	2
投資有価証券等評価損否認額	10	10
従業員互助会補助金否認額	60	59
税務上の繰越欠損金(注)2	2,662	2,412
その他	214	108
繰延税金資産小計	4,262	4,053
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注)2	2,594	2,344
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	1,519	1,377
評価性引当額小計(注)1	4,113	3,722
繰延税金資産合計	148	331
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	105	220
資産除去債務に対応する除去費用	15	15
その他	35	102
繰延税金負債合計	85	133
繰延税金資産の純額	62	197

(注)1. 評価性引当額が400百万円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金が249百万円減少したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠 損金(a)	78	67	610	108	111	1,686	2,662
評価性引当額	66	59	562	108	111	1,686	2,594
繰延税金資産	11	8	48	-	-	-	68(b)

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金2,662百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産68百万円を計上しております。当該繰延税金資産68百万円は、当社と連結子会社における税務上の繰越欠損金の残高2,662百万円(法定実効税率を乗じた額)の一部について認識したものであり、回収可能と判断しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	57	140	229	126	78	1,780	2,412
評価性引当額	57	118	229	126	78	1,734	2,344
繰延税金資産	-	21	-	-	-	45	67(b)

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b)税務上の繰越欠損金2,412百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産67百万円を計上しております。当該繰延税金資産67百万円は、当社と連結子会社における税務上の繰越欠損金の残高2,412百万円(法定実効税率を乗じた額)の一部について認識したものであり、回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	26.6	10.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.7	0.1
評価性引当額の増減	14.0	20.2
その他	0.7	1.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.3	22.2

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社及び当社グループは、賃貸用店舗及び事業所有者との間で不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は2年から12年、割引率は-0.235%～0.929%を採用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	597百万円	610百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	17	37
資産除去債務の履行による減少額	40	62
見積りの変更による増加額	21	-
その他増減額(は減少)	14	15
期末残高	610	600

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計
	日本	海外	
眼鏡事業等	40,633	5,257	45,891
その他	564	525	1,089
顧客との契約から生じる収益	41,197	5,783	46,981
その他の収益	413	6	419
外部顧客への売上高	41,611	5,789	47,400

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計
	日本	海外	
眼鏡事業等	42,886	5,733	48,619
その他	341	462	804
顧客との契約から生じる収益	43,227	6,196	49,424
その他の収益	482	6	488
外部顧客への売上高	43,710	6,202	49,912

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
契約負債(期首残高)	422	568
契約負債(期末残高)	568	702

契約負債は、商品の販売については、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、376百万円であり、また、当連結会計年度において、契約負債が133百万円増加した主な理由は、保証サービスに係る前受金の増加であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	376	444
1年超2年以内	102	139
2年超3年以内	45	62
3年超	44	55
合計	568	702

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主に眼鏡等を販売しており、国内においては㈱パリミキ及び㈱金鳳堂が、海外においては各国の現地法人が、それぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」及び「海外」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結 財務諸表 計上額 (注)2
	日本	海外	計		
売上高					
外部顧客への売上高	41,611	5,789	47,400	-	47,400
セグメント間の内部売上高又は振替高	189	122	312	312	-
計	41,801	5,912	47,713	312	47,400
セグメント利益又は損失()	849	38	810	78	732
セグメント資産	34,521	7,248	41,769	4,398	37,371
その他の項目					
減価償却費	753	108	861	-	861
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,897	121	2,018	-	2,018

(注)1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額 78百万円は、セグメント間の消去であります。

(2) セグメント資産の調整額 4,398百万円は、セグメント間の消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業損益と調整を行っております。

当連結会計年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結 財務諸表 計上額 (注)2
	日本	海外	計		
売上高					
外部顧客への売上高	43,710	6,202	49,912	-	49,912
セグメント間の内部売上高又は振替高	97	90	188	188	-
計	43,807	6,293	50,100	188	49,912
セグメント利益又は損失()	2,106	179	1,926	2	1,928
セグメント資産	36,801	7,576	44,378	4,357	40,021
その他の項目					
減価償却費	857	104	962	-	962
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,204	223	1,428	-	1,428

(注)1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額2百万円は、セグメント間の消去であります。

(2) セグメント資産の調整額 4,357百万円は、セグメント間の消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業損益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	フレーム	レンズ	その他	合計
外部顧客への売上高	13,474	19,085	14,841	47,400

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

	日本	海外	合計
	4,947	381	5,328

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	フレーム	レンズ	その他	合計
外部顧客への売上高	13,721	19,309	16,881	49,912

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

	日本	海外	合計
	5,257	530	5,787

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	日本	海外	計		
減損損失	388	45	434	-	434

当連結会計年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	日本	海外	計		
減損損失	270	26	296	-	296

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引記載金額については、取引金額は消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めて記載しております。

ただし、取引の性質により消費税等が課税されないものについては、これを含めずに記載しております。

関連当事者との取引

(1)連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前連結会計年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
(注1)	(株)ルネット	兵庫県 姫路市	100	投資事業 健康関連事業	(被所有) 直接 42.20	役員の兼任 (注2)	受取保証料	6	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) (株)ルネットは、当社代表取締役多根幹雄が議決権の過半数を保有する会社であり、「主要株主（個人）」
「その他の関係会社」に該当します。

(注2) 当社と(株)ルネットとの間に、債務保証契約の取引関係がありましたが、2023年3月31日時点において解消
しております。

当連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前連結会計年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
(注1)	㈱ルネット	兵庫県 姫路市	100	投資事業 健康関連事業	(被所有) 直接 42.20	商品の仕入 店舗の賃借	商品仕入 店舗の賃借 (注2)	19 22	- 敷金	- 10

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ㈱ルネットは、当社代表取締役多根幹雄が議決権の過半数を保有する会社であり、「主要株主（個人）」
「その他の関係会社」に該当します。

(注2) 商品の仕入及び店舗の賃借につきましては一般的な取引条件で行っております。

当連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
(注1)	㈱ルネット	兵庫県 姫路市	100	投資事業 資産運用事業	(被所有) 直接 41.91	店舗の賃借	店舗の賃借 (注2)	22	敷金	10

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ㈱ルネットは、当社代表取締役多根幹雄が議決権の過半数を保有する会社であり、「主要株主（個人）」
「その他の関係会社」に該当します。

(注2) 店舗の賃借につきましては一般的な取引条件で行っております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	542.74円	572.83円
1株当たり当期純利益	9.88円	33.24円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-円	32.65円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	501	1,690
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	501	1,690
普通株式の期中平均株式数(千株)	50,806	50,856
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	924
(うち新株予約権(千株))	-	924
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2014年第4回ストック・オプション(新株予約権の数4,800個、目的となる株式の数480千株) 2020年第5回ストック・オプション(新株予約権の数5,700個、目的となる株式の数570千株) 2020年第6回ストック・オプション(新株予約権の数23,380個、目的となる株式の数2,338千株) 2022年第7回ストック・オプション(新株予約権の数9,270個、目的となる株式の数927千株)	2014年第4回ストック・オプション(新株予約権の数4,800個、目的となる株式の数480千株)

(重要な後発事象)

(取得による企業結合)

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、株式会社ルネットが営む資産運用事業を会社分割（吸収分割）の方法により当社が承継することを決議し、2024年7月1日を効力発生日とする吸収分割契約を2024年5月13日に締結いたしました。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称 株式会社ルネット

取得した事業の内容 資産運用事業

企業結合を行った主な理由

当社グループのパーパス（存在意義）として定めている「『トキメキ』と『あんしん』で一人おひとりにより豊かに」の実現に向け、株式会社ルネットの資産運用事業を承継することで、当社グループによる“パリミキ”ブランドでの資産運用サービスの推進による、当社グループのお客様との間の信用創造を図ることができると判断したためであります。

企業結合日

2024年7月1日（本吸収分割の効力発生日）

企業結合の法的形式

当社を吸収分割承継会社とし、株式会社ルネットを吸収分割会社とする吸収分割

結合後企業の名称

株式会社パリミキホールディングス

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が自己株式を対価として、株式会社ルネットの資産運用事業を承継するものであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現時点では確定しておりません。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合に受け入れる資産および引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,954	1,742	0.4	-
1年以内に返済予定のリース債務	26	24	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	45	20	-	2025年～2026年
其他有利子負債	-	-	-	-
合計	2,025	1,787	-	-

(注) 1. 短期借入金の平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 金利スワップ取引を行った借入金の場合は、金利スワップ後の固定金利を適用して記載しております。

3. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

4. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	19	1	-	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	12,022	25,220	37,909	49,912
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	881	1,996	2,347	2,236
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(百万円)	712	1,518	1,729	1,690
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	14.02	29.89	34.04	33.24

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 ()(円)	14.02	15.87	4.15	0.76

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,294	3,133
売掛金	1,105	1,99
商品	115	117
前払費用	63	78
関係会社短期貸付金	-	1,000
その他	1,60	1,67
流動資産合計	1,639	4,496
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	175	286
車両運搬具	1	1
工具、器具及び備品	11	8
土地	435	435
建設仮勘定	0	0
有形固定資産合計	624	732
無形固定資産		
商標権	1	1
ソフトウェア	42	1
その他	66	41
無形固定資産合計	110	44
投資その他の資産		
投資有価証券	354	513
関係会社株式	25,869	24,829
関係会社出資金	0	0
関係会社長期貸付金	3,706	4,180
長期前払費用	19	7
建設協力金	171	162
その他	231	155
貸倒引当金	2,359	2,893
関係会社投資損失引当金	339	507
投資その他の資産合計	27,654	26,447
固定資産合計	28,389	27,225
資産合計	30,029	31,721

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4	5
短期借入金	800	800
関係会社短期借入金	-	2,000
未払金	169	163
未払法人税等	44	46
賞与引当金	1	4
資産除去債務	35	-
その他	116	134
流動負債合計	1,071	3,052
固定負債		
長期末払金	39	39
繰延税金負債	54	95
資産除去債務	-	29
その他	121	114
固定負債合計	215	278
負債合計	1,287	3,331
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,901	5,901
資本剰余金		
資本準備金	6,829	6,829
資本剰余金合計	6,829	6,829
利益剰余金		
利益準備金	582	582
その他利益剰余金		
海外投資積立金	3,220	3,220
別途積立金	20,890	18,890
繰越利益剰余金	283	657
利益剰余金合計	24,409	23,349
自己株式	8,692	8,104
株主資本合計	28,447	27,975
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	124	234
評価・換算差額等合計	124	234
新株予約権	170	180
純資産合計	28,742	28,390
負債純資産合計	30,029	31,721

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	520	546
営業収益		
関係会社経営指導料	751	803
関係会社受取配当金	79	-
関係会社賃貸収入	113	76
賃貸収入	44	63
営業収益合計	989	943
売上高及び営業収益合計	1,509	1,489
売上原価		
商品期首棚卸高	114	115
当期商品仕入高	181	174
合計	295	289
商品期末棚卸高	115	117
売上原価	180	172
売上総利益	1,329	1,317
販売費及び一般管理費		
役員報酬	108	105
給料及び手当	294	316
賞与引当金繰入額	1	4
減価償却費	69	93
賃借料	242	230
支払手数料	100	106
システム管理費	9	9
その他	376	375
販売費及び一般管理費合計	1,202	1,239
営業利益	127	78
営業外収益		
受取利息	18	110
受取配当金	2	5
受取保証料	6	-
為替差益	91	407
関係会社投資損失引当金戻入額	219	4
その他	7	13
営業外収益合計	336	440
営業外費用		
支払利息	2	2
支払手数料	5	3
関係会社投資損失引当金繰入額	-	172
貸倒引当金繰入額	739	536
その他	7	0
営業外費用合計	755	715
経常損失()	291	196

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	-	0
金地金売却益	211	-
特別利益合計	211	0
特別損失		
固定資産除却損	-	0
減損損失	0	24
特別損失合計	0	25
税引前当期純損失()	81	221
法人税、住民税及び事業税	71	73
法人税等還付税額	2	0
法人税等調整額	1	7
法人税等合計	68	66
当期純損失()	149	288

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
				海外投資積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	5,901	6,829	6,829	582	3,220	20,890	171	24,863
当期変動額								
剰余金の配当							304	304
当期純損失（ ）							149	149
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	454	454
当期末残高	5,901	6,829	6,829	582	3,220	20,890	283	24,409

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	8,692	28,901	106	106	129	29,137
当期変動額						
剰余金の配当		304				304
当期純損失（ ）		149				149
自己株式の取得	0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			18	18	41	59
当期変動額合計	0	454	18	18	41	394
当期末残高	8,692	28,447	124	124	170	28,742

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					海外投資積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	5,901	6,829	-	6,829	582	3,220	20,890	283	24,409
当期変動額									
別途積立金の取崩							2,000	2,000	-
剰余金の配当								304	304
当期純損失（ ）								288	288
自己株式の取得									
自己株式の処分			466	466					
自己株式処分差損の振替			466	466				466	466
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,000	940	1,059
当期末残高	5,901	6,829	-	6,829	582	3,220	18,890	657	23,349

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	8,692	28,447	124	124	170	28,742
当期変動額						
別途積立金の取崩		-				-
剰余金の配当		304				304
当期純損失（ ）		288				288
自己株式の取得	0	0				0
自己株式の処分	588	121				121
自己株式処分差損の振替		-				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			110	110	9	119
当期変動額合計	587	471	110	110	9	352
当期末残高	8,104	27,975	234	234	180	28,390

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4年～50年

車両運搬具 3年

工具、器具及び備品 4年～8年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 関係会社投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し損失見積額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は持株会社としてグループ内の事業子会社の統括業務と、眼鏡小売事業を行っております。子会社からは、契約に基づき経営指導料、システム使用料及び不動産賃貸料を収受しており、グループ内の事業子会社の統括業務の提供により履行義務が充足されることから、当該業務の提供に応じて収益を認識しております。また、眼鏡小売事業における商品の販売については、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、商品の引渡し前、もしくは商品の引渡し時に受領するか、履行義務の充足後、概ね6ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素はありません。

6. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

(3) ヘッジ方針

当社は金融機関からの借入金について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式等の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社短期貸付金	-	1,000
関係会社株式	25,869	24,829
関係会社出資金	0	0
関係会社長期貸付金	3,706	4,180
貸倒引当金	2,359	2,893
関係会社投資損失引当金	339	507

貸倒引当金のうち関係会社に対する金額は前事業年度2,351百万円、当事業年度2,885百万円であります。

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

算出方法

関係会社株式及び出資金については、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは相当の減額を行い、当期の損失として処理しております。また、債務超過の関係会社については、投融資先の財政状態及び経営成績を考慮して純資産の回復可能性が合理的に見込めない場合には、該当関係会社に対する債権について貸倒引当金又は関係会社投資損失引当金を計上しております。

主要な仮定

関係会社の純資産の回復可能性の判断については、関係会社の過年度における損益の状況、債務超過の程度、貸付金の回収状況、翌事業年度の予算などを考慮しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

関係会社の業績が想定を超えて回復又は悪化した場合には、引当金の戻入、評価損や引当金の追加計上が発生する可能性があり、翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
短期金銭債権	137百万円	143百万円
短期金銭債務	6	5

2. 保証債務

子会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
	1,157百万円	942百万円

3. 当座借越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引銀行4行と当座借越契約及びグローバル・コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の当座借越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
当座借越契約及び貸出コミットメントの総額	2,400百万円	6,200百万円
借入実行残高	800	800
差引額	1,600	5,400

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高及び営業収益	946百万円	881百万円
その他	33	36
営業取引以外の取引による取引高	14	5

(有価証券関係)

前事業年度(2023年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式25,869百万円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

当事業年度(2024年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式24,829百万円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税否認額	2百万円	3百万円
関係会社株式等評価損否認額	818	868
関係会社出資金評価損否認額	304	304
減損損失	92	100
貸倒引当金損金算入限度超過額	722	885
投資有価証券等評価損否認額	10	10
役員退職慰労引当金否認額	12	12
分社型分割による関係会社株式調整額	1,503	1,503
税務上の繰越欠損金	205	137
その他	194	103
繰延税金資産小計	3,867	3,929
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	205	137
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,658	3,780
評価性引当額小計	3,863	3,917
繰延税金資産合計	3	11
繰延税金負債		
其他有価証券評価差額金	54	103
資産除去債務に対応する除去費用	3	3
繰延税金負債合計	58	107
繰延税金負債の純額	54	95

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失であるため記載しておりません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、注記事項「重要な会計方針 5 . 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「連結注記表(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物及び構築物	175	156	-	42	286	676
	車両運搬具	1	-	-	0	1	2
	工具、器具及び備品	11	5	0	9	8	64
	土地	435	-	-	-	435	-
	建設仮勘定	0	-	-	-	0	-
	計	624	162	0	52	732	743
無形固定資産	商標権	1	0	-	0	1	1
	ソフトウェア	42	0	-	41	1	81
	その他	66	-	24 (24)	-	41	-
	計	110	0	24 (24)	41	44	82

(注) 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	2,359	536	2	2,893
関係会社投資損失引当金	339	172	4	507
賞与引当金	1	4	1	4

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

決算日後の状況

該当事項はありません。

訴訟

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・売渡手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として、別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.paris-miki.com/investor/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

1 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第75期）（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）2023年6月28日関東財務局長に提出

2 内部統制報告書及びその添付書類

2023年6月28日関東財務局長に提出

3 四半期報告書及び確認書

（第76期第1四半期）（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月10日関東財務局長に提出

（第76期第2四半期）（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）2023年11月14日関東財務局長に提出

（第76期第3四半期）（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）2024年2月14日関東財務局長に提出

4 臨時報告書

2023年6月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

2024年5月13日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月27日

株式会社パリミキホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大屋 浩孝指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀井 秀樹

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パリミキホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パリミキホールディングス及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

国内の眼鏡事業における固定資産の減損の検討に使用される割引前将来キャッシュ・フローの見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、会社及び連結子会社は、当連結会計年度において、有形及び無形固定資産6,360百万円を計上しており、また、主に国内の眼鏡事業について事業環境の変化に伴い収益性が低下したことにより減損損失296百万円を計上している。</p> <p>注記事項(連結損益計算書関係)に記載のとおり、国内の眼鏡事業における固定資産の減損損失の認識にあたっては、店舗別にグルーピングを行っている。減損の兆候がある資産グループ(店舗資産)について、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの固定資産の帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識しており、帳簿価額を使用価値に基づく回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上している。割引前将来キャッシュ・フローがマイナスの資産グループについては、回収可能価額をゼロとして評価している。</p> <p>各資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、過去の業績推移や将来の事業計画に基づいて行われる。事業計画の基礎となる将来の売上高の成長予測は、市場の動向等により影響を受ける可能性がある。</p> <p>割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、事業計画の基礎となる将来の売上高の成長予測であり、当該主要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、国内の眼鏡事業における固定資産の減損の検討に使用される割引前将来キャッシュ・フローの見積りについて、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗別の割引前将来キャッシュ・フローの見積期間について、主要な資産の経済的残存使用年数と比較した。 ・ 店舗別の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における事業計画とその後の実績を比較した。 ・ 割引前将来キャッシュ・フローの計算に使用された各店舗の翌期以降の事業計画における将来の売上高の成長予測について、財務経理及び店舗開発部門長と協議した。 ・ 主要な仮定である将来の売上高の成長予測について、外部機関が公表している眼鏡市場の推移データや同業他社の売上推移等の情報との整合性について検証した。 ・ 店舗別の割引前将来キャッシュ・フローについて再計算を実施するとともに、売上高等の予測について、将来の変動リスクを考慮した感応度分析を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社パリミキホールディングスの2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社パリミキホールディングスが2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責

任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び運用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月27日

株式会社パリミキホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大屋 浩孝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀井 秀樹

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パリミキホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パリミキホールディングスの2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式等の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、持株会社としてグループ内の関係会社を統括しており、当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社短期貸付金1,000万円、関係会社株式24,829百万円、関係会社出資金0百万円及び関係会社長期貸付金4,180百万円（以下、関係会社株式等という）の合計が総資産31,721百万円に占める割合は95%である。また、主として関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金2,893百万円及び関係会社投資損失引当金507百万円が当事業年度の貸借対照表に計上されている。</p> <p>注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、関係会社株式及び出資金については、取得原価をもって貸借対照表価額としており、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、当期の損失として処理している。また、債務超過の関係会社については、投融資先の財政状態及び経営成績を考慮して純資産の回復可能性が合理的に見込めない場合には、債権に対する貸倒引当金又は関係会社投資損失引当金を計上している。</p> <p>以上より、貸借対照表における金額的重要性が高いこと、債務超過の関係会社における純資産の回復可能性については経営者による判断が必要となることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式等の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係会社株式等の評価に関する会社の内部統制の整備及び運用状況について評価した。 会社の取締役会等の議事録の閲覧及び経営者等への質問により、関係会社の経営環境及び財政状態の悪化を示唆するような情報の有無について検討した。 会社が算定した各関係会社株式及び出資金の実質価額について、再計算するとともに、帳簿価額に対する実質価額の著しい低下の有無を検討した。 債務超過の関係会社に対する貸倒引当金及び関係会社投資損失引当金の計上額について、再計算を実施した。 債務超過の関係会社について、過年度損益の趨勢分析を実施して、回復可能性に関する経営者による判断との整合性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。